

第 5 次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画 事後評価報告書

目次

1	千葉県における土地利用現況の推移	2
2	開発動向の推移	3
3	県土の利用目的に応じた区分ごとの土地利用の推移	6
	（1）農用地	6
	（2）森林	7
	（3）水面・河川・水路	8
	（4）原野	9
	（5）道路	10
	（6）宅地	11
	（7）その他	12
4	県土利用の基本方針を実現するための施策の実施結果	13
	（1）県土利用の基本方針1	13
	ア 社会状況の変化がわかる指標	13
	イ 計画を実現するための措置に係る取組指標	14
	（2）県土利用の基本方針2	17
	ア 社会状況の変化がわかる指標	17
	イ 計画を実現するための措置に係る取組指標	18
	（3）県土利用の基本方針3	21
	ア 社会状況の変化がわかる指標	21
	イ 計画を実現するための措置に係る取組指標	23
	（4）県土利用の基本方針4	24
	ア 社会状況の変化がわかる指標	24
	イ 計画を実現するための措置に係る取組指標	26
5	総括	27
	（1）県土利用の目的に応じた区分ごとの規模の目標に関して	27
	（2）県土利用の基本方針に関して	28
	ア 県土利用の基本方針1	28
	イ 県土利用の基本方針2	29
	ウ 県土利用の基本方針3	29
	エ 県土利用の基本方針4	30

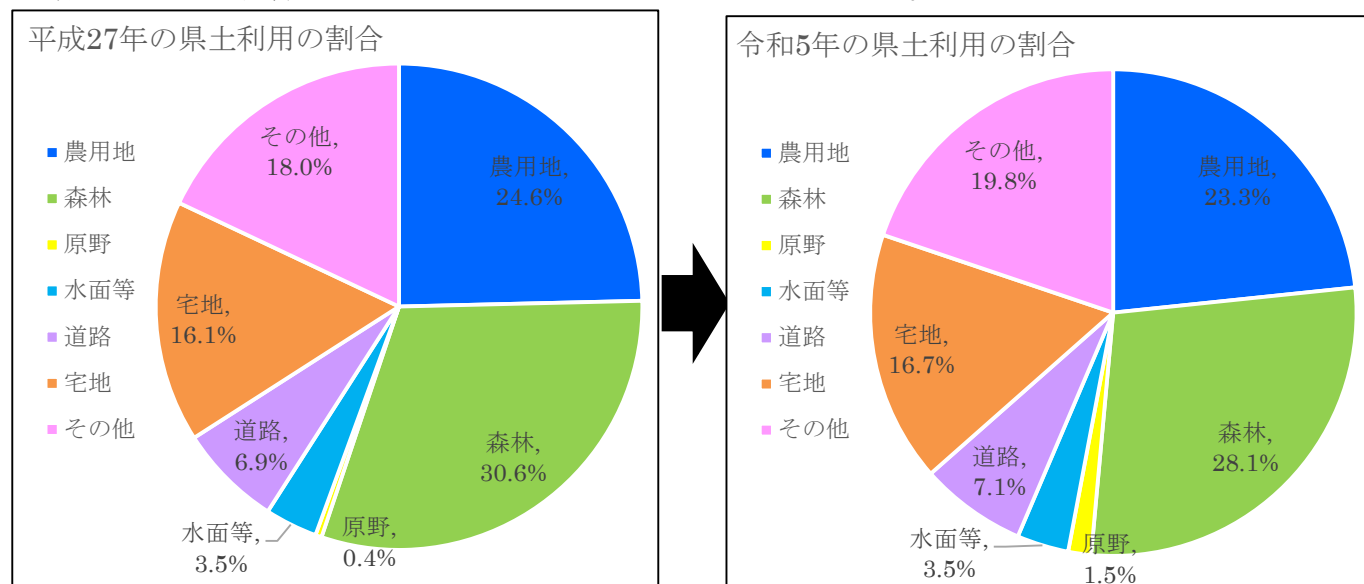
【参考資料】

県土利用のモニタリング調査 モニタリング指標データシート

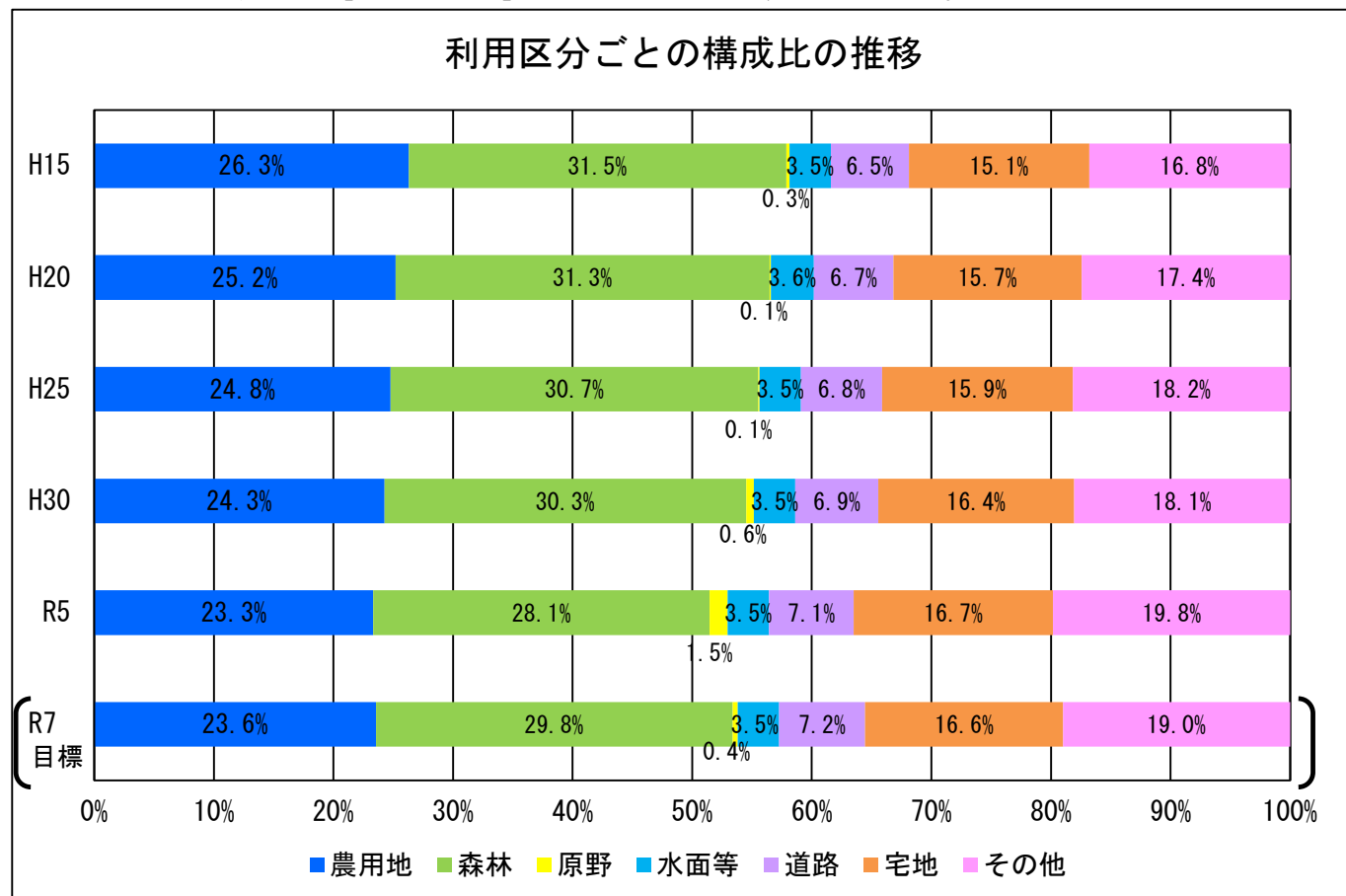
1 千葉県における土地利用現況の推移

県土利用の状況（令和5年）は、農用地 120,340ha（23.3%）、森林 144,994ha（28.1%）、原野 7,838ha（1.5%）、水面・河川・水路 17,810ha（3.5%）、道路 36,480ha（7.1%）、宅地 86,005ha（16.7%）、その他 102,205ha（19.8%）となっている。

基準年（平成27年）からの県土利用の変化をみると、農用地 6,562ha、森林 12,656ha、水面・河川・水路 98ha が減少し、原野 5,649ha、道路 1,068ha、宅地 3,023ha、その他 9,483ha が増加しており、都市的土地利用が進行する傾向となっている。



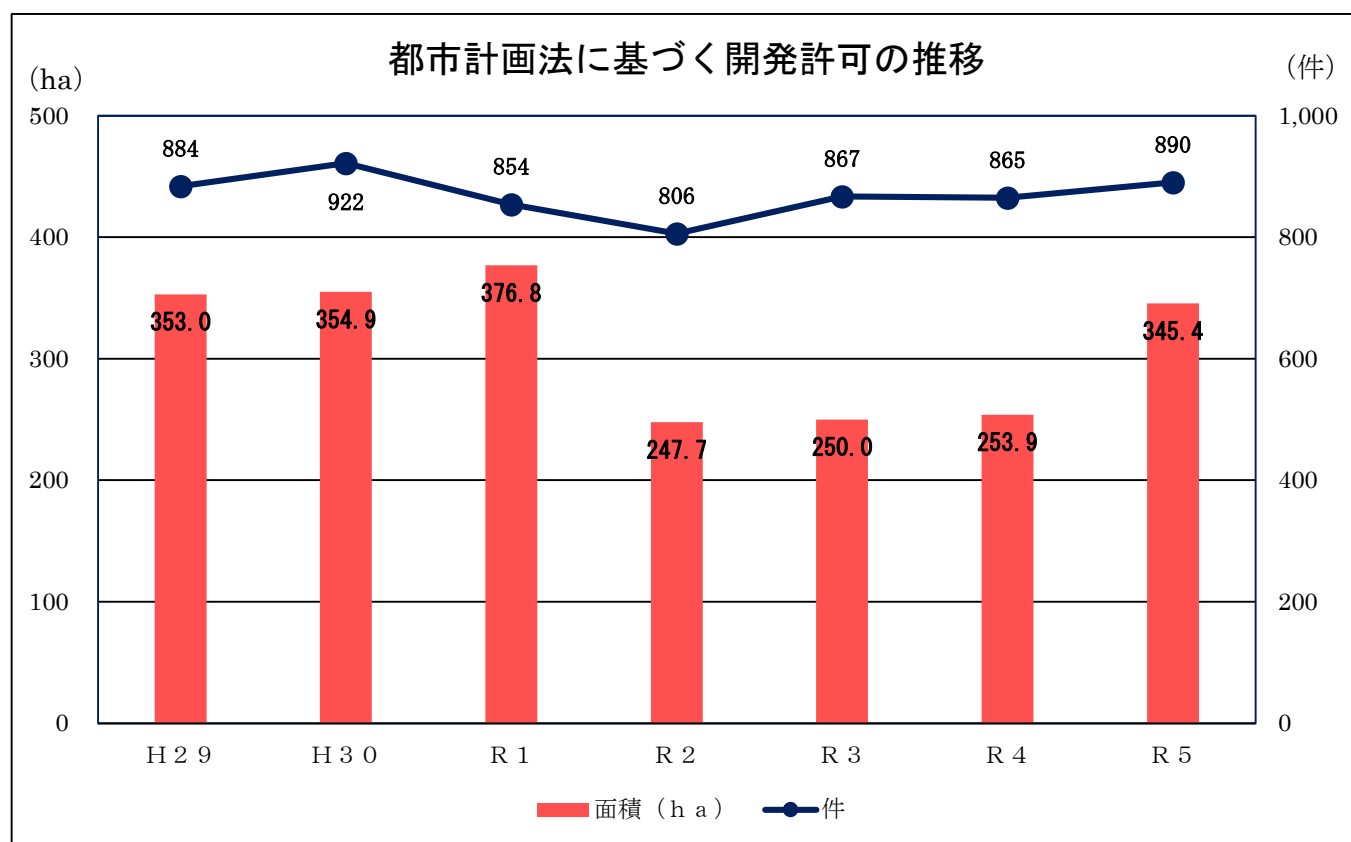
また、平成15年から5年ごとの土地利用現況の推移をみると、「農用地」・「森林」が減少傾向にあるのに対し、「宅地」・「その他」が概ね同割合で増加している。



2 開発動向の推移

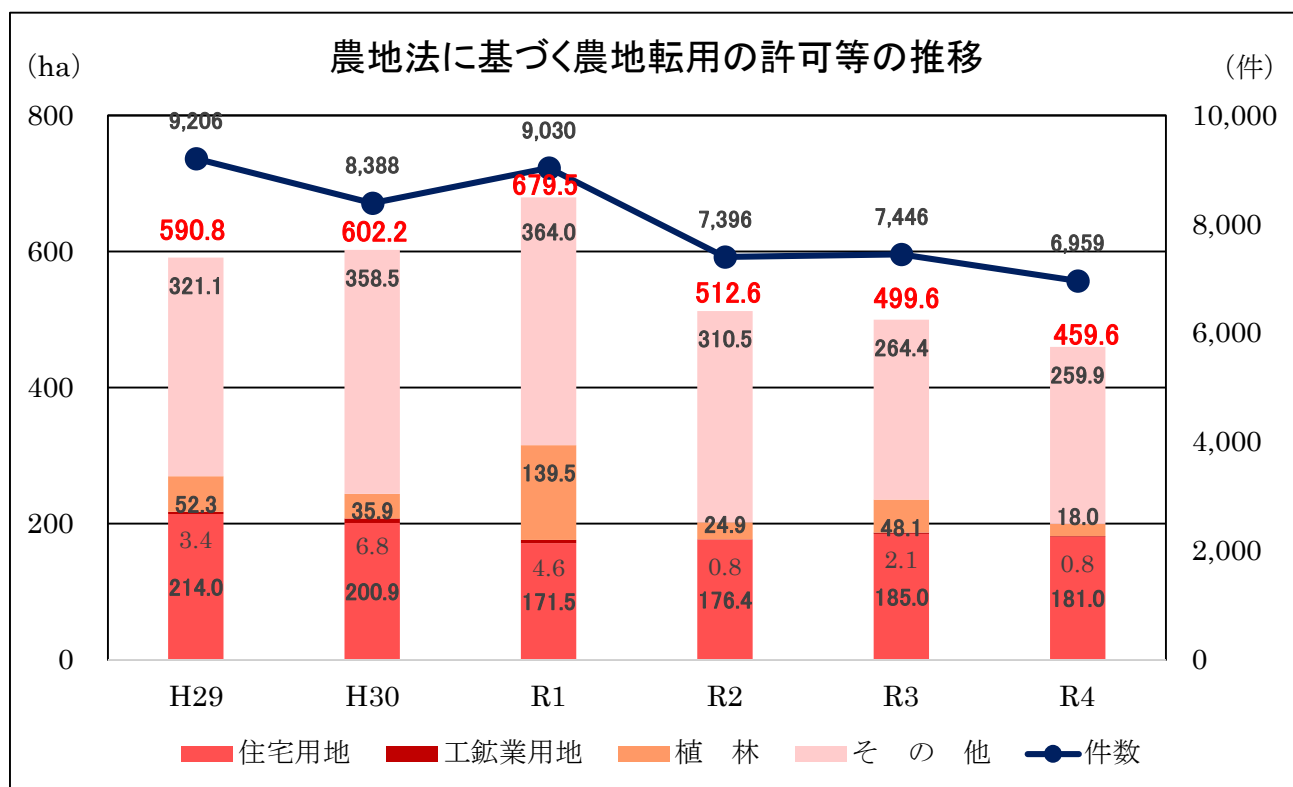
都市計画法に基づく開発許可については、件数、面積ともにほぼ横ばいにある一方で、農地法に基づく農地転用許可等については、件数、面積ともに減少傾向にある。また、森林法に基づく林地開発許可等については件数、面積ともに令和元年までは増加傾向であったが、それ以降については、件数、面積ともに減少傾向にある。自然公園法又は自然環境保全法に基づく許可及び届出については、件数、面積ともに減少傾向にある。

転用等の目的ごとに見ると、農地については、住宅用地への転用はほぼ横ばいであるが、その他への転用は減少している。林地については、太陽光発電施設の設置など宅地系への転用は令和元年までは増加傾向にあったが、令和2年以降は減少傾向にあり、土石採掘への一時転用は令和2年までは増加傾向にあったが、令和3年以降は減少傾向にある。その他は成田空港の拡張事業の影響で令和元年に大幅に増加したが、それ以降は減少傾向にある。



出典 土地利用動向調査

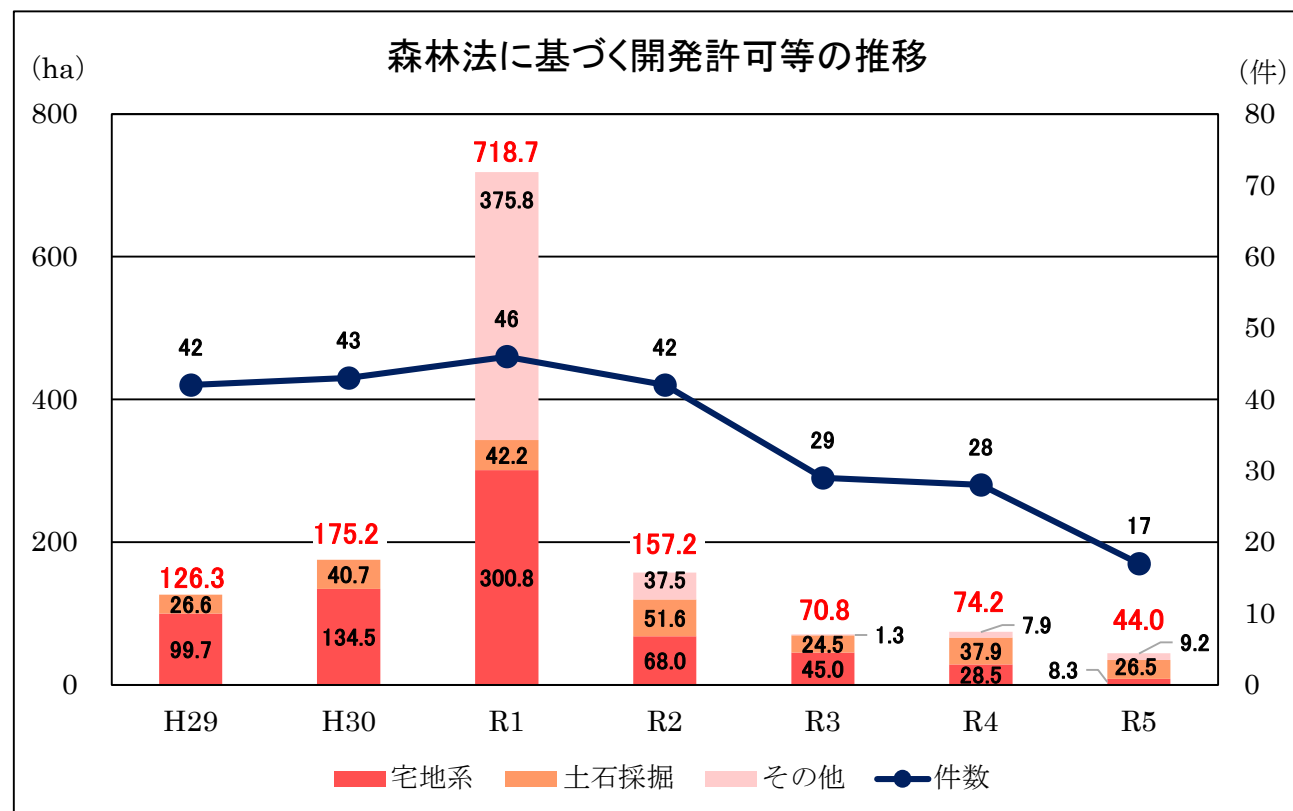
単位：ha



※棒グラフ上部に記載されている赤色の数字は、転用許可等面積の合計

出典
土地利用動向調査

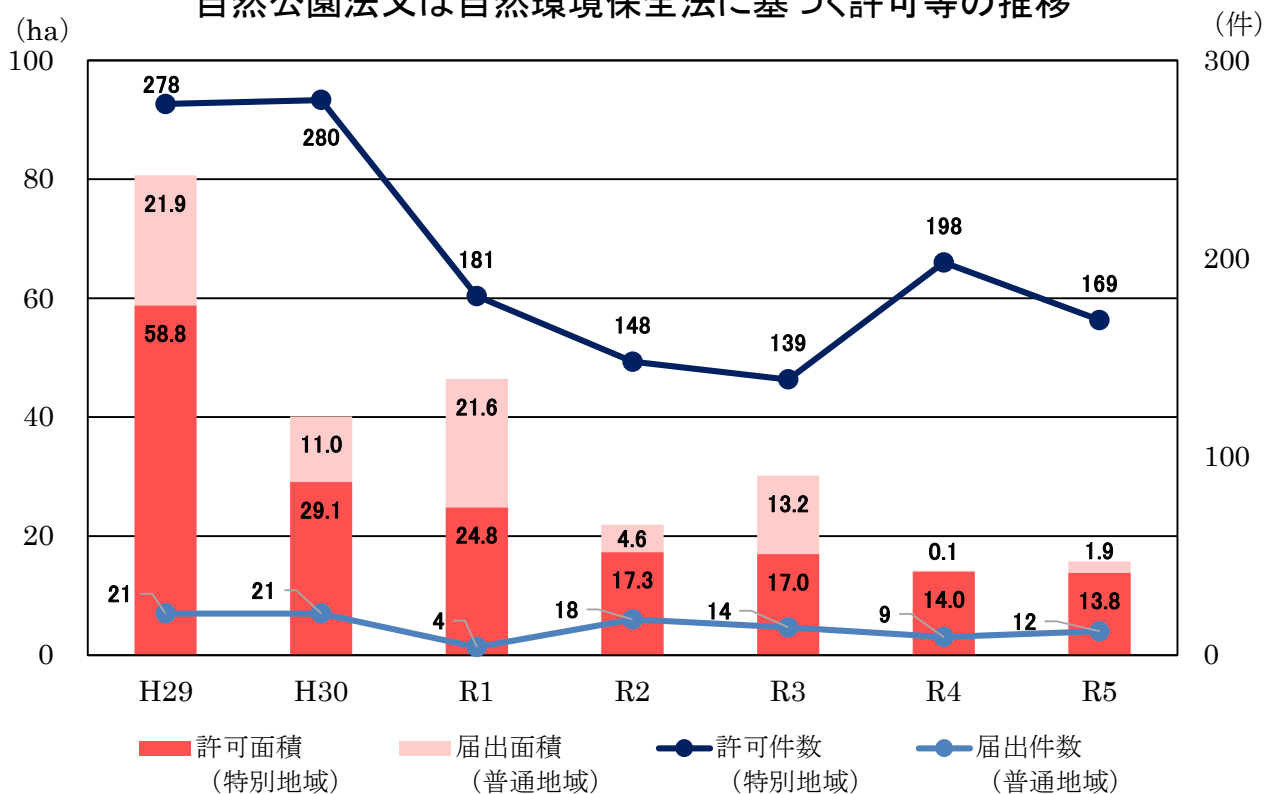
単位：ha



※棒グラフ上部に記載されている赤色の数字は、開発許可等面積の合計

出典
土地利用動向調査

自然公園法又は自然環境保全法に基づく許可等の推移



出典 土地利用動向調査

3 県土の利用目的に応じた区分ごとの土地利用の推移

(1) 農用地

農用地は食料生産の基盤であるとともに、多様な生物の生息環境、県土保全、交流の場としての機能、良好な景観形成を通じた都市部におけるゆとりと潤いをもたらす等の多面的機能を有している

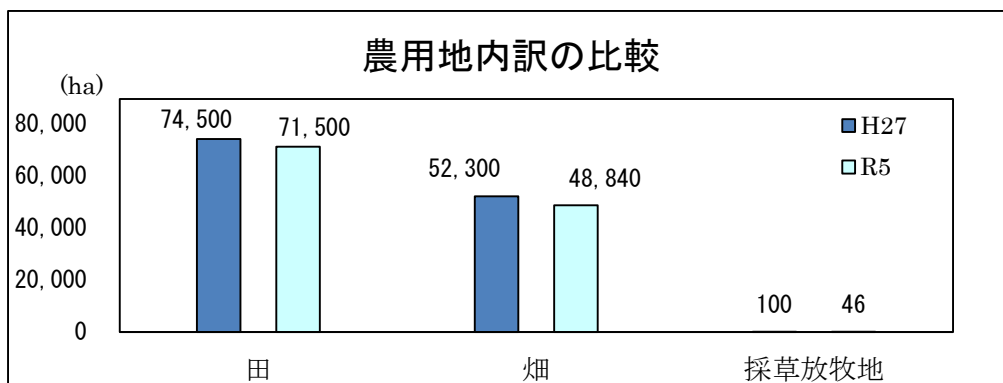
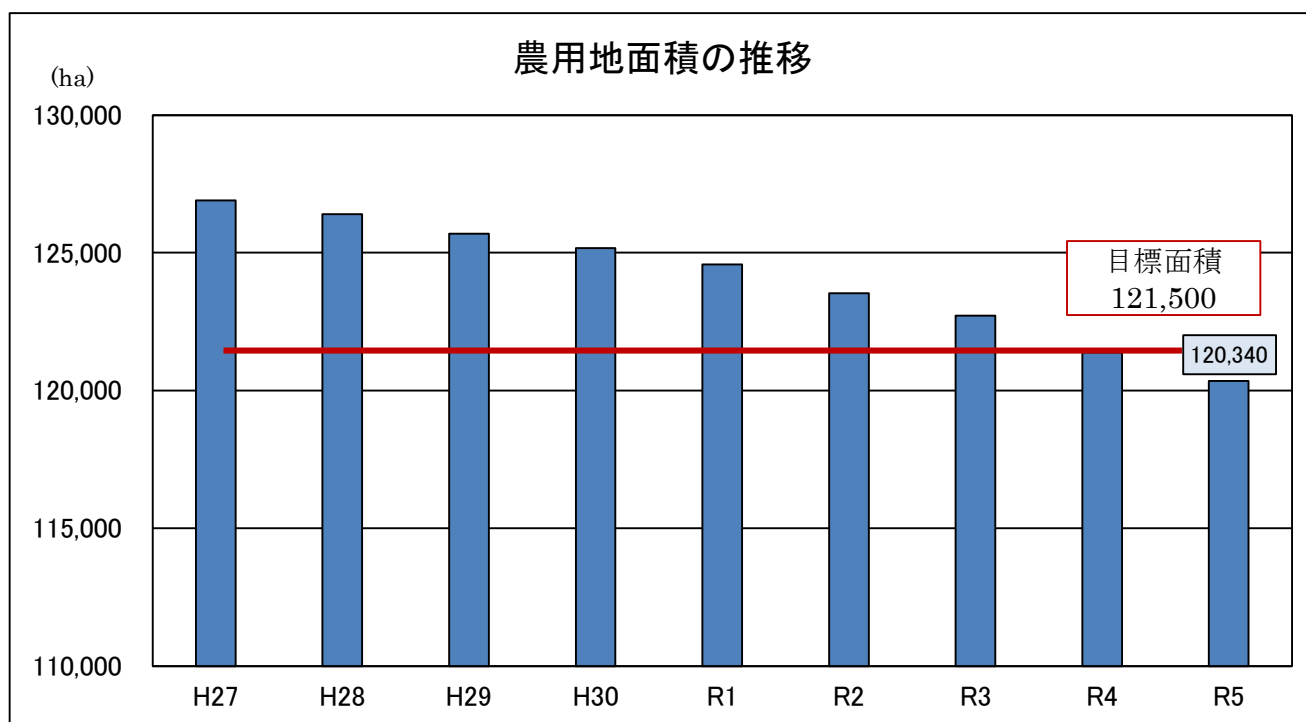
農用地面積は、継続的に減少傾向にあり、基準年から 6,562ha (▲5.2%) 減少している。目標値との比較では、令和 4 年時点で目標値を下回り、令和 5 年時点では目標値より 1,160ha (▲1.0%) 減少している。

面積減少の要因は、主に宅地等への転用や耕作放棄地の増加等であり、背景として農業従事者の減少等が考えられる。

「県土利用の区分ごとにおける規模の目標」

単位：ha

	基準 (H27)	目標 (R7)	実績 (R5)	実績/基準	実績/目標
農地 (ha)	126,902	121,500	120,340	94.8%	99.0%



出典

世界農林業センサス

耕地及び作付面積統計

（２）森林

森林は、木材等の林産物の生産、水源の涵養、洪水・土砂災害等の防止、レクリエーションの場の提供等の多面的な機能を有している。

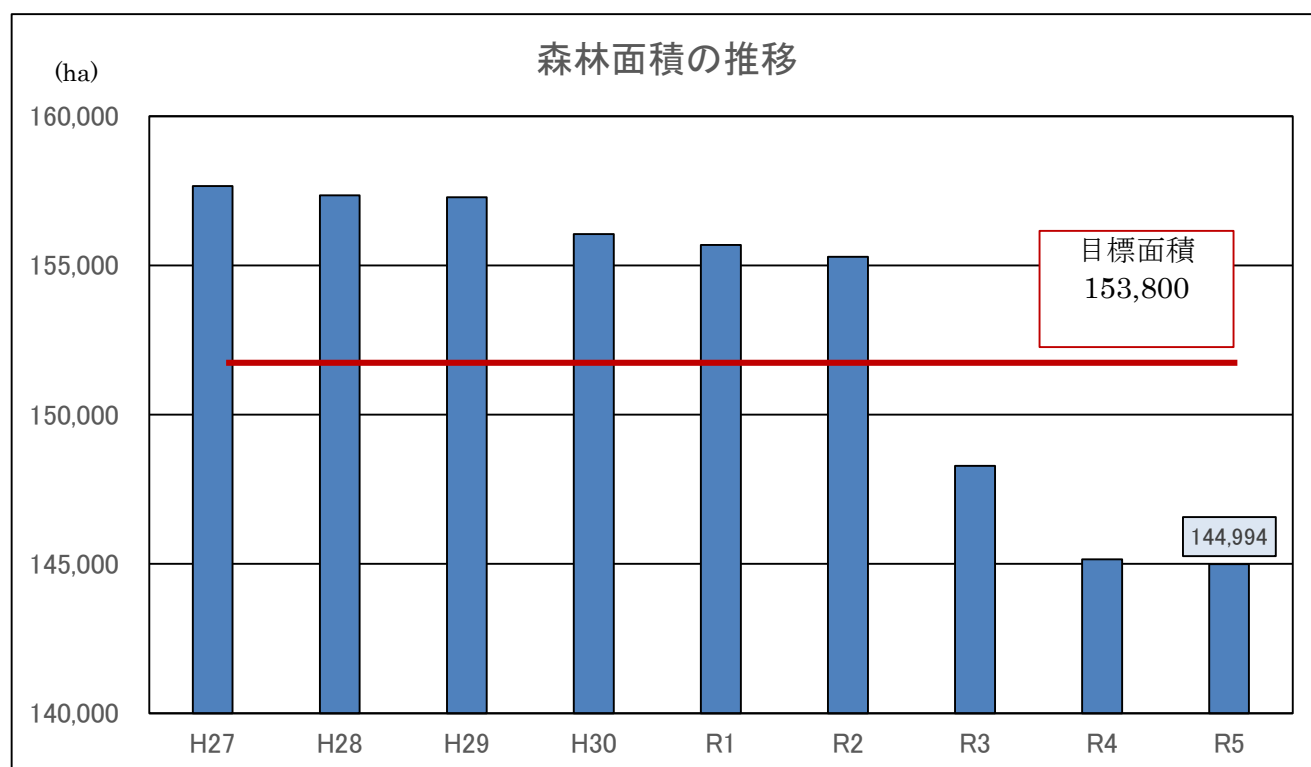
森林は継続的に減少傾向にあり、基準年から 12,656ha（▲8.0％）減少している。令和 3 年時点で目標値を下回り、令和 5 年時点では目標値より 8,806ha（▲5.7％）減少している。

面積が減少した主な要因は、主に林地開発により住宅地や太陽光発電施設用地等を目的とした土地利用転換が進んだことが挙げられる。

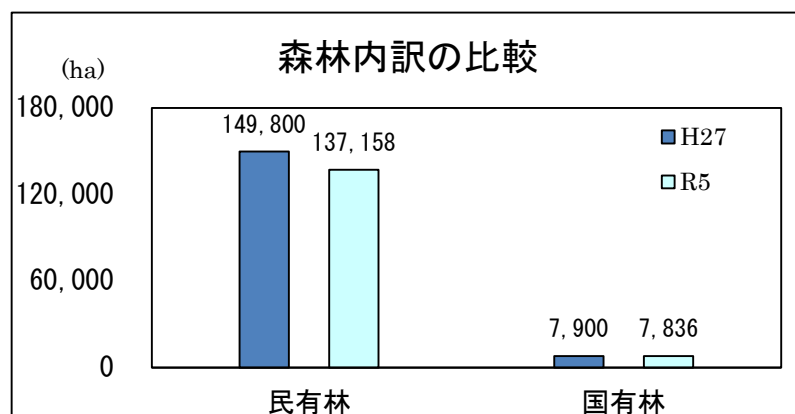
「県土地利用の区分ごとにおける規模の目標」

単位：ha

	基準 (H27)	目標 (R7)	実績 (R5)	実績/基準	実績/目標
森林 (ha)	157,650	153,800	144,994	92.0%	94.3%



出典 森林資源現況調査



注)

- ・令和 3 年から公衆用道路等を森林面積から除外するとして集計方法の見直しを行っているため、面積が大幅に減少している。（見直しによる面積減：6,661ha）
- ・令和 4 年から 2 条森林を調査対象外としている。（見直しによる面積減：3,008ha）

（３）水面・河川・水路

水面（湖沼・ダム・ため池）は、水資源の確保、治水機能、生態系の保全、内水面漁場、レクリエーションの場としての活用等、多様な機能を有している。

河川は、長年にわたり治水対策を進めているが、近年、気候変動に伴う局地的な集中豪雨の頻発、台風の強大化による大規模な洪水の発生も懸念されるため、引き続き河川整備が求められる。

水路（農業用水路・排水路）は、農用地の生産性の維持・向上を図るために必要不可欠な施設であるとともに、生態系の保全、親水、防災等の機能も有している。

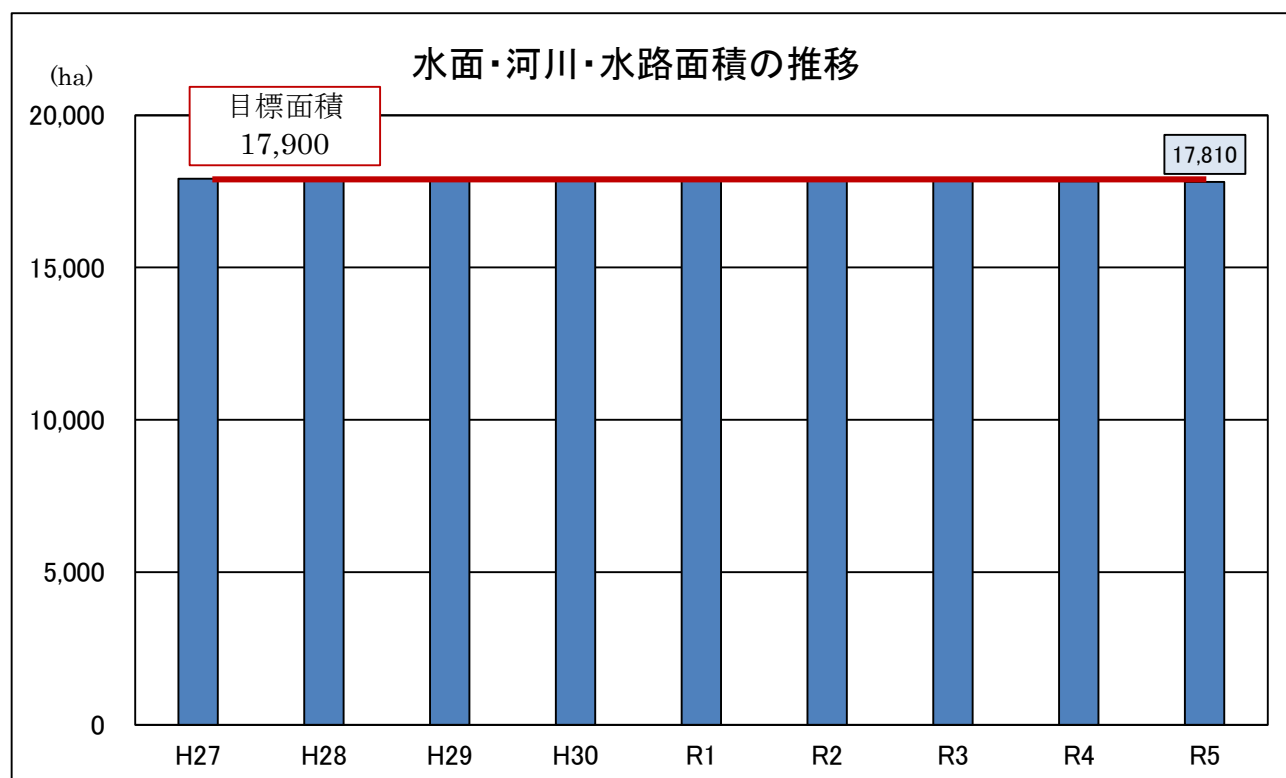
面積については、水路が微減しているものの、目標値と概ね同じ面積（▲0.5%）となった。

水路面積の減少の主な要因は農用地面積が減少していることであり、その背景としては、農業従事者の減少等が考えられる。

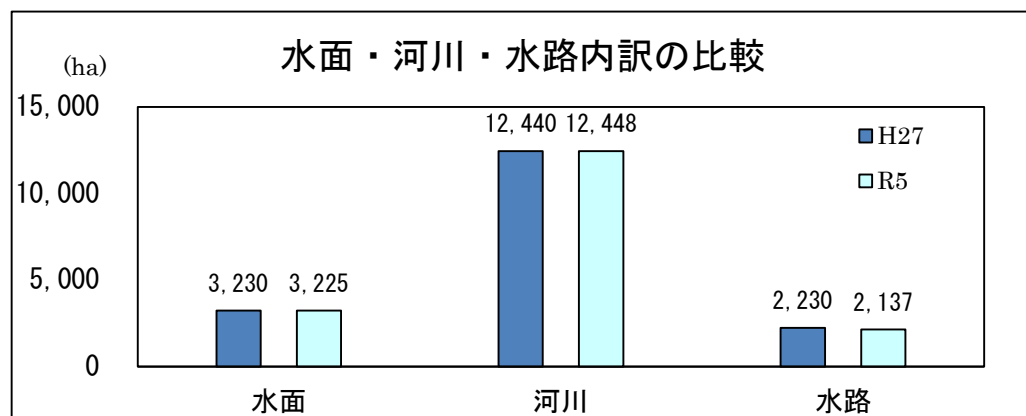
「県土利用の区分ごとにおける規模の目標」

単位：ha

	基 準 (H27)	目 標 (R7)	実 績 (R5)	実績/基準	実績/目標
水面・河川・水路 (ha)	17,908	17,900	17,810	99.5%	99.5%



出典 河川現況調査



(4) 原野

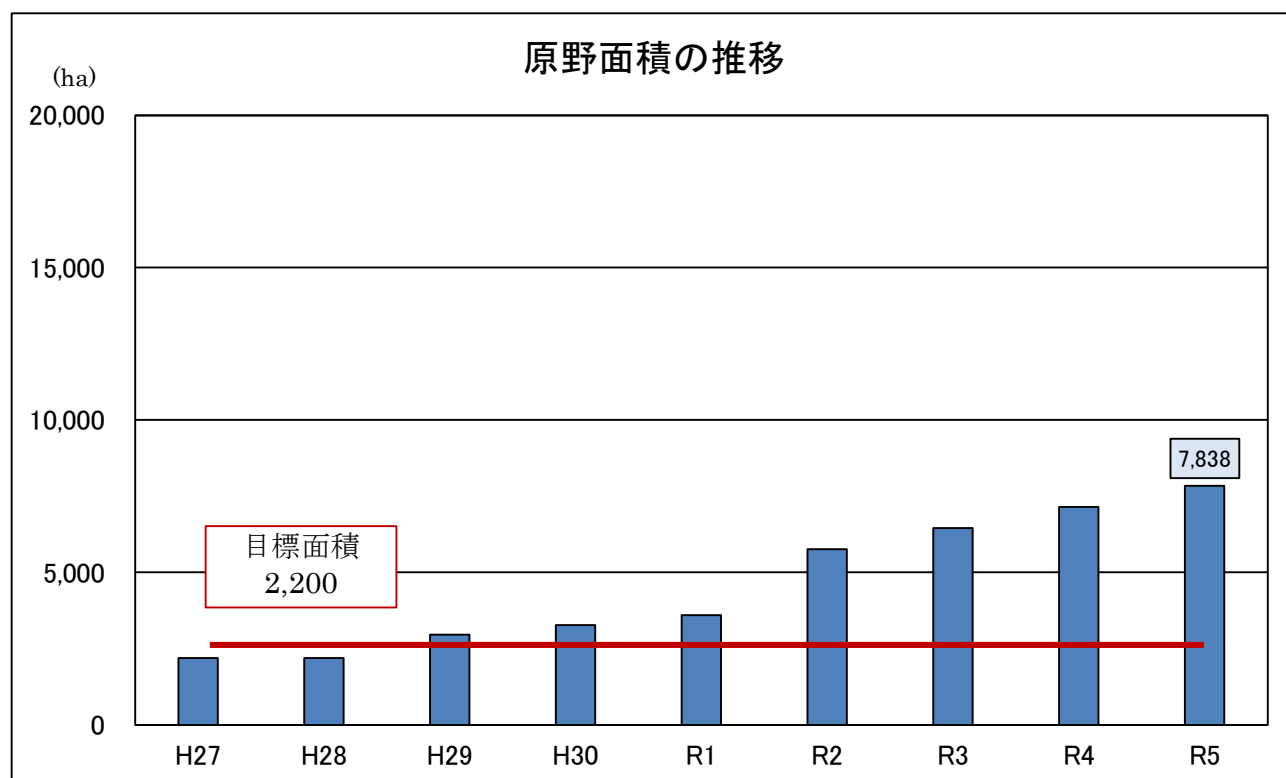
原野は、植物の自生、野生動物の生息地等として貴重な自然環境を形成しているものもあり、主に河畔・湿原等が該当する。

面積は、令和2年以降、横ばいから増加に転じている。面積増加の主な要因は、耕作放棄地の増加によるものであり、その背景としては、農業従事者の減少等が考えられる。

「県土地利用の区分ごとにおける規模の目標」

単位：ha

	基準 (H27)	目標 (R7)	実績 (R5)	実績/基準	実績/目標
原野 (ha)	2,189	2,200	7,838	358.1%	356.3%



注) 原野の面積

農林業センサスの実施年 (H27、R2) : センサス報告書から算出

農林業センサスの実施年以外 : センサス実施年の数値から推計

出典 世界農林業センサス

（５）道路

一般道路は、県内外の移動・交流・物流を促進することを通じて、産業・経済・文化の発展に欠かすことのできない社会資本であり、県土の有効利用を促進するネットワークとして重要な役割を果たしている。

農道は、農作業や生産物流通の効率化、生活道路、地域外との交流に、また林道は、木材の搬出、森林の保全、森林施業等に必要な道路であり、災害時の迂回路としての機能も期待できる。

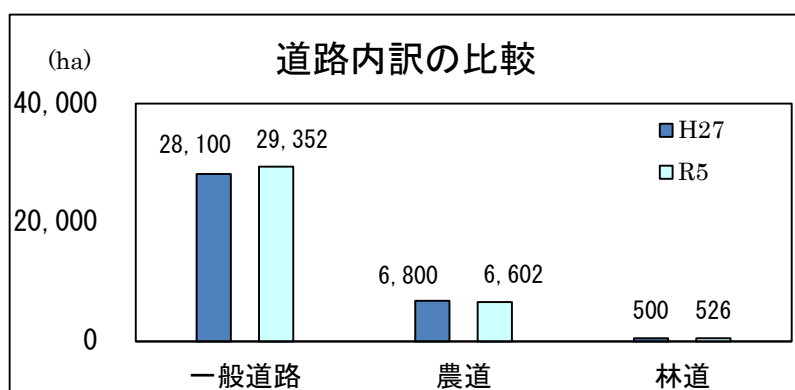
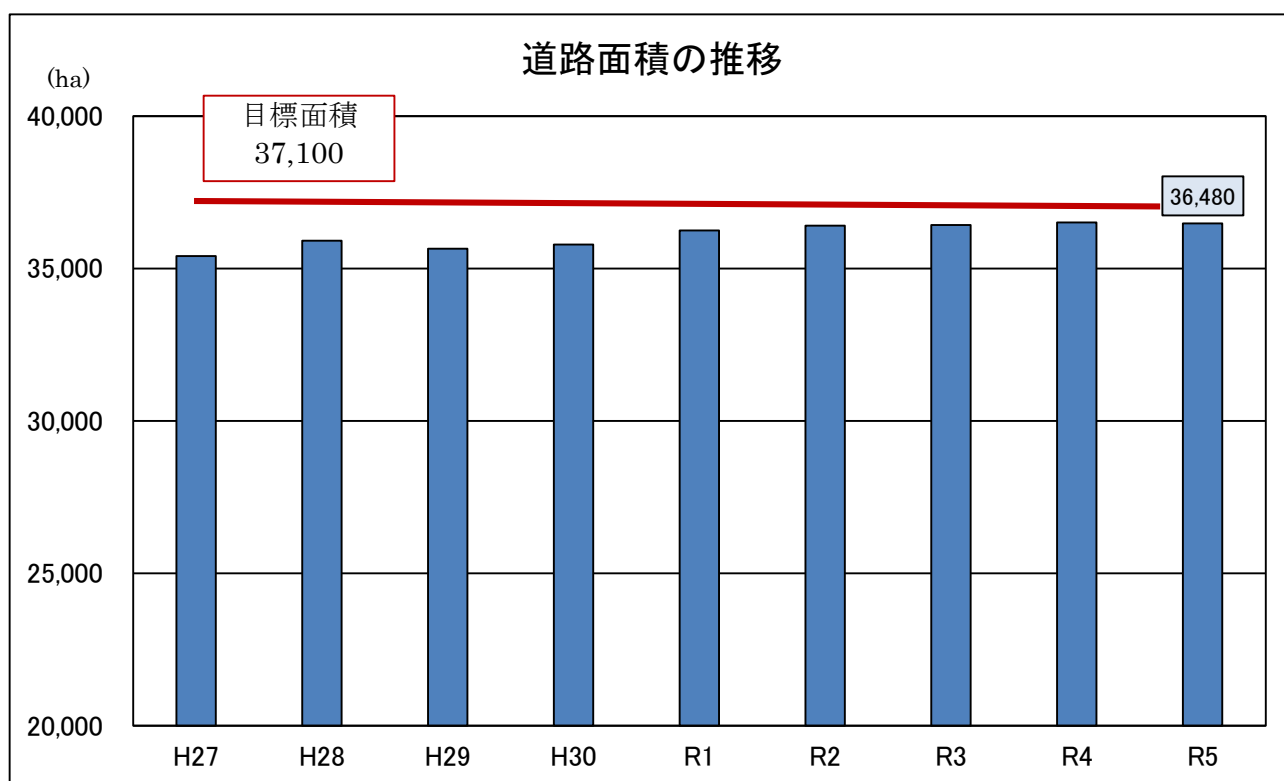
道路面積は継続的に増加傾向にあり、基準年から 1,068ha（3.0%）増加しているものの、目標値には 620ha（▲1.8%）達していない。

面積増加の主要因として、一般道路の整備が進んだことが考えられる。一方で、農用地面積の減少に伴い、農道は微減している。

「県土利用の区分ごとにおける規模の目標」

単位：ha

	基準 (H27)	目標 (R7)	実績 (R5)	実績/基準	実績/目標
道路 (ha)	35,412	37,100	36,480	103.0%	98.3%



出典 道路統計年報 等

（６）宅地

住宅地については、本格的な人口減少・高齢社会への対応を図るため、子育て世代や高齢者等の住みやすい質の高い居住環境を形成するとともに、空き家等の既存ストックを活用しながら、計画的な居住誘導を推進することとしている。

工業用地については、本県の経済成長と雇用の基盤として、引き続き、経済のグローバル化や国内の地域間競争に対応するため、アクセス道路の整備等により、立地競争力の向上を図りつつ、企業の立地ニーズに対応していくこととしている。また、その他の宅地（業務・研究・商業等の用地）については、産学官連携による経済活性化にとって重要な役割を担っていることから、業務・研究機能等を集積し、持続可能な都市構造を形成していくこととしている。

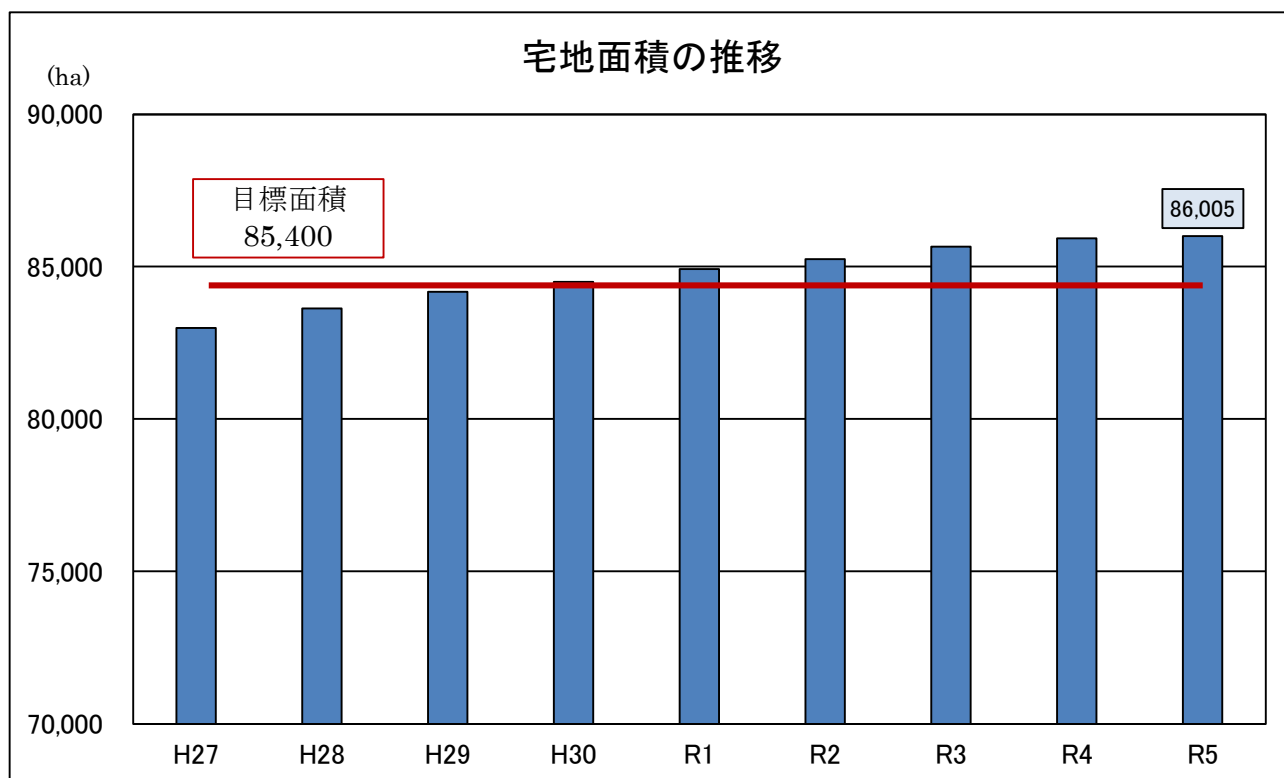
宅地面積は、継続的に増加傾向にあり、基準年から 3,023ha（3.6%）増加している。令和 5 年時点で、目標値よりも 605ha（0.7%）上回った。

住宅地、工業用地、その他の宅地全ての利用区分において増加しており、その背景については、人口及び世帯数の増加に伴う住宅地の増加や、広域的な幹線道路ネットワーク整備、成田空港の拡張事業等の進展に伴い、本県の立地優位性が当初見込みを上回って高まっていることから、工業用地及びその他の宅地（商業・業務用地等）が増加していると考えられる。

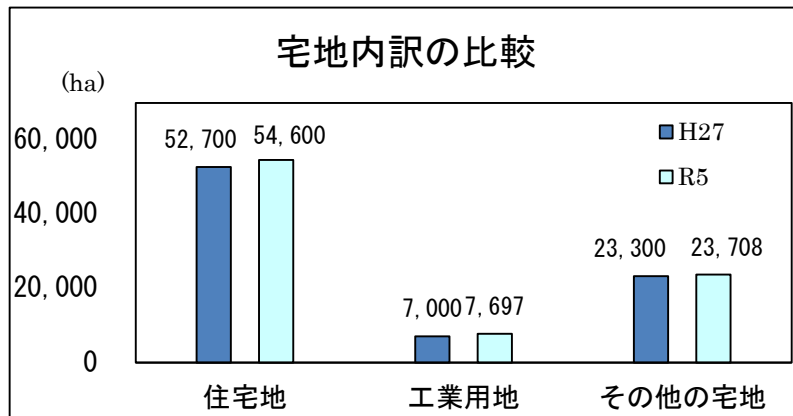
「県土利用の区分ごとにおける規模の目標」

単位：ha

	基準 (H27)	目標 (R7)	実績 (R5)	実績/基準	実績/目標
宅地 (ha)	82,982	85,400	86,005	103.6%	100.7%



出典 固定資産の価格等の概要調査、経済構造実態調査（製造業事業所調査）



(7) その他

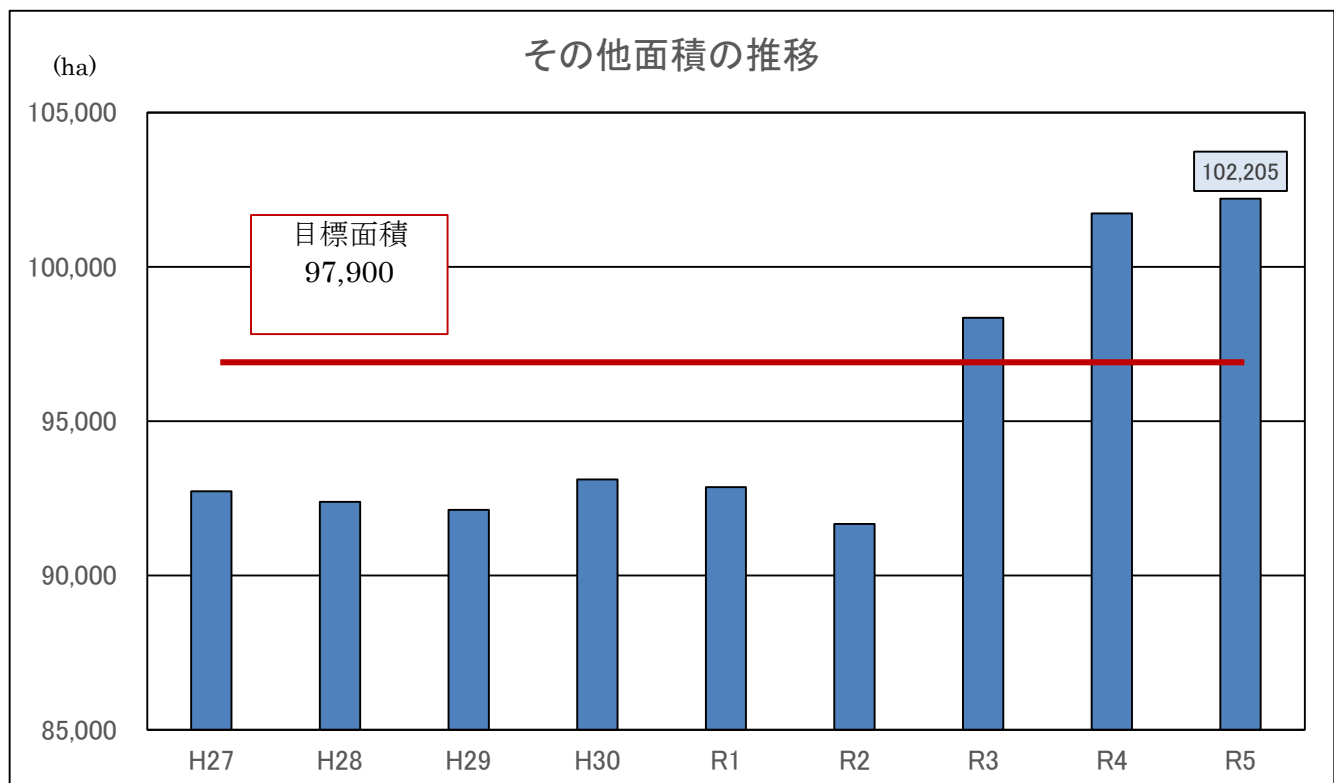
県土全体面積から県土の利用目的に応じた区分（農用地・森林・宅地など）を除いたその他面積は、増加傾向にあり、令和5年時点で目標値を4,305ha（4.4%）上回った。

面積増加の主な要因は、太陽光発電施設用地や原野化していない荒廃農地等の低未利用地の拡大などが考えられる。なお、令和3年から森林の集計方法の見直しを行ったことに伴い、面積が大幅に増加している。

「県土利用の区分ごとにおける規模の目標」

単位：ha

	基準 (H27)	目標 (R7)	実績 (R5)	実績/基準	実績/目標
その他 (ha)	92,722	97,900	102,205	110.2%	104.4%



出典 土地利用現況把握調査

4 県土利用の基本方針を実現するための施策の実施結果

(1) 県土利用の基本方針 1

『人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土利用』

○趣旨

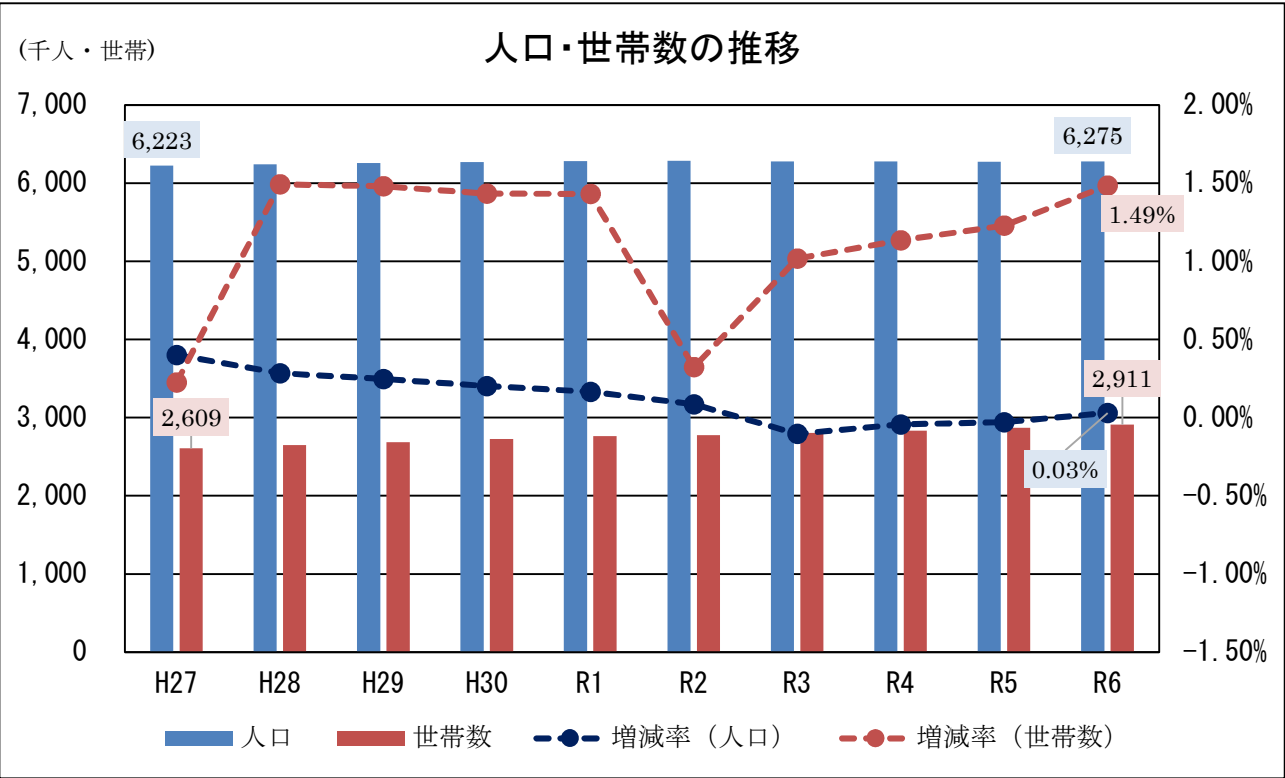
人口減少・高齢化に伴う都市・農山漁村地域の管理水準の低下に対応するため、医療・福祉・商業・業務等の都市機能や居住機能の集約化（コンパクト化）を図るとともに、これらの機能のネットワーク化による利便性の向上、担い手への農地集積、ICT 等を活用した土地利用の省力化など、様々な「賢く」「効率的な」土地利用の方策により、持続可能な県土利用を目指すもの。

ア 社会状況の変化がわかる指標

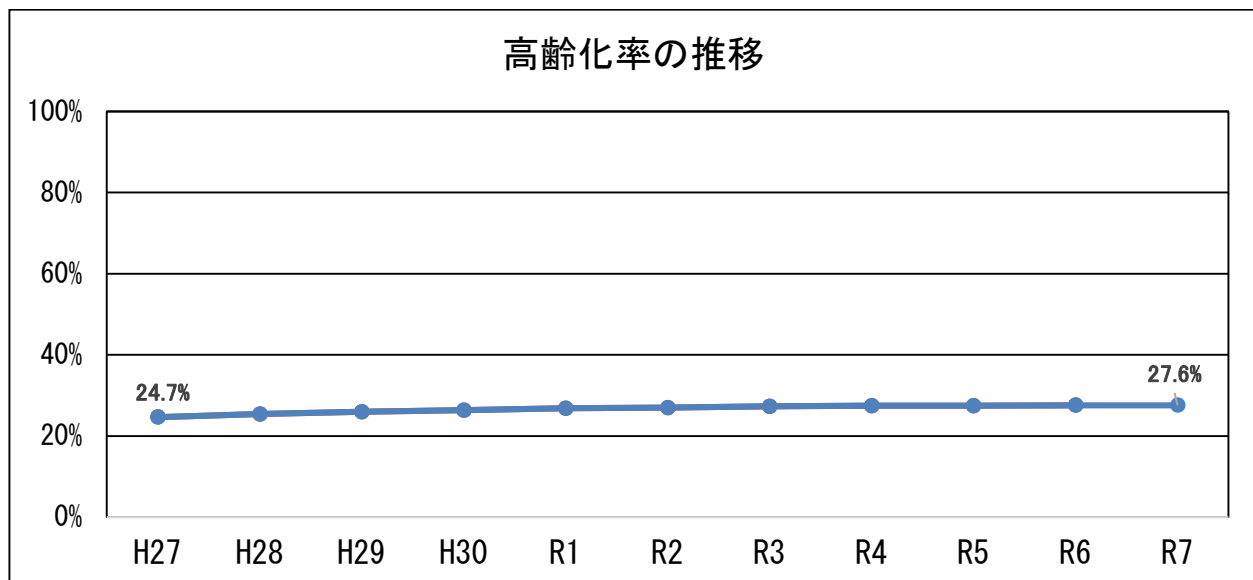
社会状況の変化が分かる指標(単位)	基準年数値 (H27年)	結果			
常住人口(人)・ 世帯数(世帯)	6,222,666	R6	6,275,423	0.8%	→
	2,609,132	R6	2,911,312	11.6%	↑
高齢化率(%)	24.7	R7	27.6	11.7%	↑

基準年に比べて、「常住人口」は 52,757 人増加（0.8%）しているものの、令和 2 年をピークとして、令和 3 年から減少局面に入っている。「世帯数」は 302,180 世帯増加（11.6%）している。一方、「高齢化率」は 27.6%と基準年に比べて 2.9%増加し、社会における高齢化がますます進んでおり、今後も上昇するものと予測される。

○人口・世帯数の推移



○高齢化率の推移



イ 計画を実現するための措置に係る取組指標

① 持続可能な都市構造の形成

計画実現に向けた措置	取組	指標No.	モニタリング指標	目標	基準年 2015年 (H27)	単位	結果				
1.1 持続可能な都市構造の形成		3	DID面積	↗	643.19	km ²	R3	673.96	5%	↗	—
	1.1.1 利便性と生産性の高い都市構造の形成	4	高度利用地区面積	↑	52.8	ha	R6	58.7	11.2%	↑	達成
		5	下水道処理人口普及率	↑	72.8	%	R5	77.6	6.6%	↗	進展
	1.1.2 コンパクト+ネットワーク	6	立地適正化計画作成市町村数	皆増	0	市町村	R6	14	—	皆増	達成
		7	地域公共交通網形成計画策定市町村数	↑	6	市町村	R7	43	616.7%	↑	達成
		8	補助対象バス路線維持率(5年間)	→	98.2	%	R7	96.5	-1.7%	→	達成
		9	【再掲4】高度利用地区面積	↑	52.8	ha	R6	58.7	11.2%	↑	達成
	1.1.3 「都市のスポンジ化」への対応	10	空き地面積(その他の空地)	↓	4,123	ha	R3	3,485	-15.5%	↓	達成
		11	民間主体による市民緑地認定件数・面積	皆増	0	件	R6	3	—	皆増	達成
				皆増	0	m ²	R6	5,800	—	皆増	
		12	空き家戸数、空き家率(その他の住宅)	→	134,400	戸	R5	158,500	17.9%	↑	進展せず
				→	4.6	%	R5	5.0	8.7%	↗	
		13	空家等対策計画策定市町村数	↑	1	市町村	R6	46	4500.0%	↑	達成
		14	空き家バンク制度設置市町村数	↑	19	市町村	R6	46	142.1%	↑	達成
	1.1.4 高齢者をとりまく環境のバリアフリー化	15	県が管理する特定道路におけるバリアフリー化延長	↗	6.7	km	R6	12.8	91.0%	↑	達成

- ・人口の集積状況を表す指標である「**D I D面積**」(人口集中地区:人口密度4,000人/km²以上、人口5,000人以上の地区)は約30km²(約5%)増加した。
- ・利便性と生産性の高い都市構造の形成を実現するための指標である「**下水道処理人口普及率**」は、公共下水道の未普及解消事業の進展により約7%増加した。
- ・都市機能誘導区域や居住誘導区域等を設定し、コンパクトなまちづくりを進めるための「**立地適正化計画**」は、県内市町村の約25%が策定しており、他の市町においても現在策定を進めている。また、まちづくりと連携し地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする「**地域公共交通計画**」の策定市町村数は、大幅に増加し、県内市町村の約8割が策定した。
- ・空き家等により引き起こされる生活環境への様々な問題に対して基本的な考え方や方向性等を示す「**空家等対策計画**」の策定や「**空き家バンク制度**」の設置は、県内市町村の約8割が実施した。一方、「**空き家率**」(総住宅数に占める人の住んでいない住宅(別荘・賃貸用等を除く)の割合)は約9%増加した。

② 農山漁村地域の持続可能性の確保と活性化

計画実現に向けた措置	取組	指標No.	モニタリング指標	目標	基準年 2015年 (H27)	単位	結果				
1.2 農山漁村地域の持続可能性の確保と活性化		16	農業従事者数	↘	114,221	人	R3	83,894	-27%	↓	進展せず
		17	農業産出額	↗	4,405	億円	R5	4,029	-8.5%	↘	進展せず
		18	林業就業者数	↗	457	人	R3	487	7%	↗	達成
		19	林業産出額	→	149	千万円	R5	294	97.3%	↑	達成
	1.2.1 農山漁村地域の持続性の確保	20	小さな拠点形成数	皆増	—	箇所	R6	36	—	皆増	達成
		21	【再掲7】地域公共交通網形成計画の策定市町村数	↑	6	市町村	R7	43	616.7%	↑	達成
	1.2.2 担い手の確保・育成	22	認定農業者数	—	6,541	体	R5	6,044	-7.6%	↘	—
		23	集落営農組織数	↑	300	営農	R6	337	12.3%	↑	達成
		24	主業農家数	→	11,749	戸	R4	9,114	-22.4%	↓	進展せず
		25	新規就農者数	↑	402	人	R6	339	-15.7%	↓	進展せず
		26	林業従事者数	↗	300	人	R2	310	3.3%	→	進展せず
		27	担い手の経営耕地面積が耕地面積に占める割合	↑	20.6	%	R6	31.7	53.9%	↑	達成
	1.2.3 耕作放棄地の発生防止	28	農用地区域内における荒廃農地の解消面積	↑	352	ha	R5	202	-42.6%	↓	進展せず
		29	有害鳥獣による農作物被害額	↘	392,566	千円	R5	330,422	-15.8%	↓	達成
		30	農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るために農業者等が共同で取り組む活動面積(累計)	↑	24,021	ha	R5	35,119	46.2%	↑	達成
		31	ほ場整備面積	→	49,691	ha	R6	50,307	1.2%	→	達成
	1.2.4 農林水産業の生産性向上	32	ICT等の現地実証試験・技術導入者数(累計)	皆増	—	人	R6	1,173	—	皆増	達成
		33	森林経営計画の認定面積(累計)	↑	10,908	ha	R6	6,746	-38.2%	↓	進展せず
		34	林道延長	→	562,253	m	R6	547,484	-2.6%	→	達成
		35	広域営農団地農道整備供用延長	→	39,167	m	R6	43,190	10.3%	↑	達成
		36	【再掲31】ほ場整備面積	→	49,691	ha	R6	50,307	1.2%	→	達成

- ・「農業産出額」は、「農業従事者数」や農家が減少し、生産力が低下したことなどにより基準年と比べ、約 8.5%減少したが、農作物の価格高騰などにより、令和 3 年以降増加傾向に転じている。一方、「林業産出額」は、栽培きのこ類生産額、木材産出額や薪炭生産量が増加し、基準年と比べて約 100%増加した。
- ・「新規就農者数」や「農用地区域内における荒廃農地の解消面積」は、減少しているが、担い手の確保・育成の取組指標である「担い手の経営耕地面積が耕地面積に占める割合」は、農地中間管理機構等による農地集積が進んだことにより、増加した。
- ・農林水産業の生産力向上に係る取組指標である「ICT 等の現地実証試験・技術導入者数」は大幅に増加した。
- ・中山間地域等において生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積している「小さな拠点」の形成数は、36 箇所増加した。

③ 産業の持続的発展と県内外との交流基盤の整備

計画実現に向けた措置	取組	指標No.	モニタリング指標	目標	基準年 2015年 (H27)	単位	結果				
1.3 産業の持続的発展と県内外との交流基盤の整備		37	製造品出荷額等(従業者4人以上)	↑	1,266,882	千円	R4	1,589,254	25.4%	↑	達成
		38	県発着別総貨物輸送量	↗	174,962	千t	R5	162,506	-7.1%	↘	進展せず
				↗	175,389	千t	R5	155,339	-11.4%	↓	
		39	情報通信業売上高	↑	296,188	百万円	R4	491,172	65.8%	↑	達成
		40	交流人口(観光入込客数・転入者数)	↗	173,705	千人地点	R5	164,419	-5.3%	↘	進展せず
				↗	185,161	人	R5	214,009	15.6%	↑	
	1.3.1 産業資源や地域特性を活かした戦略的な企業誘致	41	企業立地件数(製造業等工場・研究所・物流施設等)	↑	20	件	累計	156	680.0%	↑	達成
				↑	1	件	累計	7	600.0%	↓	
				↑	40	件	累計	372	830.0%	↑	
		42	空き公共施設への企業立地件数	皆増	—	件	累計	57	—	皆増	達成
	1.3.2 県内外との交流基盤の整備	43	高規格幹線道路整備率	↑	89.1	%	R7	93.4	4.8%	→	進展
		44	国道、県道の改良後供用延長(累計)	↑	83.7	km	R6	158.5	89.4%	↑	達成
		45	連続立体交差事業完了延長	↑	25,276	m	R6	31,438	24.4%	↑	達成
		46	昼夜間人口比率	—	89.7	%	R3	90.3	0.7%	→	—

- ・「製造品出荷額等」は約 25%、「情報通信業売上高」は約 66%増加した。また、「企業立地件数」については、製造業等工場は資材価格高騰や人手不足等の懸念はあるが、コロナ禍明け以降企業の投資意欲が回復に向かったこともあり累計 156 件、研究所は累計 7 件、物流施設はオンライン消費需要の継続的な拡大などにより累計 372 件と高い水準となった。
- ・「高規格幹線道路」は 9 割強整備され、「国道、県道の改良後供用延長」は大幅に増加しており、県内外との交流基盤の整備に関する取組は着実に進んだ。
- ・「観光入込客数」は新型コロナウイルスの影響により減少したが、令和 5 年 5 月に行動制限がなくなったことなどから基準年と比べて 95%程度まで回復し、「転入者数」も同様に、新型コロナウイルスの影響により令和 2 年以降減少したが、令和 4 年には増加に転じ、基準年と比べて 15%増加した。

④ 所有者不明土地の増加への対応

計画実現に向けた措置	取組	指標No.	モニタリング指標	目標	基準年 2015年 (H27)	単位	結果				
1.4 所有者不明土地の増加への対応	1.4.1 公共事業における所有者不明土地の円滑な利用	47	土地収用法の特例制度による知事裁定件数	皆増	—	件	—	—	—	—	—

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定(平成 30 年 6 月)により、所有者不明土地について公共事業における収用手続きの合理化・円滑化を図ることができるようになったが、本県において活用実績がなかったため、「土地収用法の特例制度による知事裁定件数」は評価できなかった。

(2) 県土利用の基本方針2

『県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生』

○趣旨

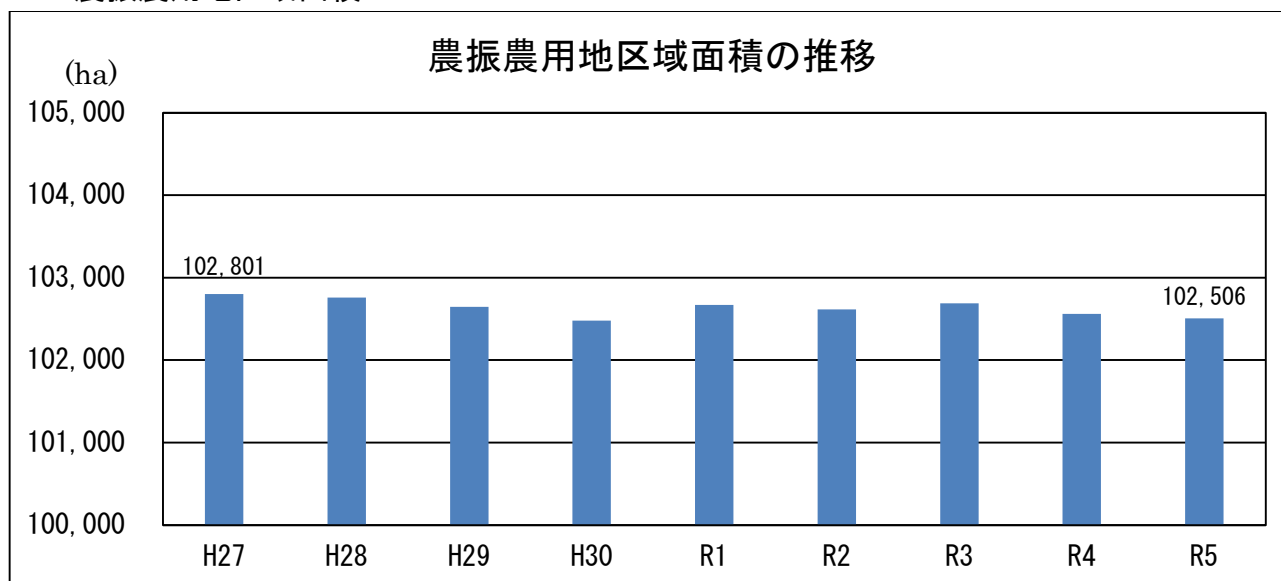
農地、森林、湖沼、沿岸域等の自然環境から農林水産物等を収穫するとともに、生活の潤いを得るなど、県民の生活に恵みをもたらしてきた自然環境やこれらの環境に存在する生物多様性、歴史・文化・自然等の地域特性に根差した良好な景観等について、引き続き持続可能な形で活用するため、これらの保全・再生の取組や資源循環型の県土利用を推進するもの。

ア 社会状況の変化がわかる指標

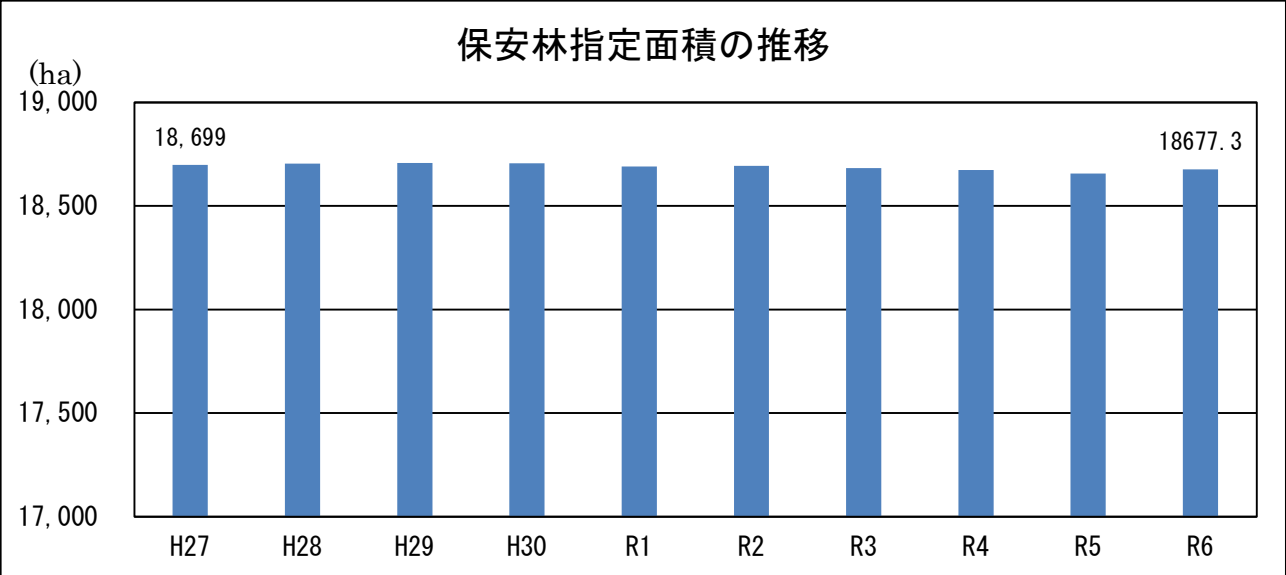
社会状況の変化が分かる指標(単位)	基準年数値 (H27年)	R6モニタリング結果			
農振農用地区域面積(ha)	102,801	R5	102,506	-0.3%	→
保安林指定面積(ha)	18,699	R6	18,677	-0.1%	→

将来にわたって農業のために利用していくべき土地として定められた区域である「**農振農用地区域面積**」と土砂流出防止等の公益目的を達成するために伐採や開発を制限する森林である「**保安林指定面積**」は、ほぼ横ばいとなった。

○農振農用地区域面積



○保安林指定面積



イ 計画を実現するための措置に係る取組指標

① 暮らしと交わる自然環境の保全・再生

計画実現に向けた措置	取組	指標No.	モニタリング指標	目標	基準年 2015年 (H27)	単位	結果				
2.1 暮らしと交わる自然環境の保全・再生	2.1.1 自然環境及び生物多様性の保全・再生	50	緑の基本計画策定市町村数	↑	27	市町村	R6	30	11.1%	↑	達成
		51	森林環境譲与税による森林整備面積(累計)	皆増	—	ha	R6	242.69	—	皆増	達成
		52	生物多様性戦略策定市町村数	↑	5	市町村	R6	9	80.0%	↑	達成
		53	農地転用面積	—	673	ha	R4	459.7	-31.7%	↓	—
		54	森林法に基づく開発許可 事業実施中案件数、面積	—	242	件	R6	403	66.5%	↑	—
				—	2,793	ha	R6	2,268	-18.8%	↓	—
		55	森林法に基づく開発許可件数、面積(単年度)	—	71	件	R6	19	-73.2%	↓	—
				—	241	ha	R6	29	-88.0%	↓	—
		56	森林法に基づく開発許可(転用)等面積	—	181	ha	R6	18.0	-90.1%	↓	—
		57	ゴルフ場開場(又は完了)件数、面積	→	156	件	R6	156	0.0%	→	達成
				→	16,060.7	ha	R6	16,060.7	0.0%	→	
	2.1.2 里地・里山の保全	58	都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積	↑	6.76	m ² /人	R6	7.22	6.8%	↗	進展
		59	里山活動団体による森林整備面積(累計)	↑	193	ha	R6	197	1.9%	→	進展
		60	【再掲54】森林法に基づく開発許可 事業実施中案件数、面積	—	242	件	R6	403	66.5%	↑	—
				—	2,793	ha	R6	2,268	-18.8%	↓	—
		61	【再掲55】森林法に基づく開発許可件数、面積(単年度)	—	71	件	R6	19	-73.2%	↓	—
				—	241	ha	R6	29	-88.0%	↓	—
	2.1.3 都市農地の保全	62	【再掲56】森林法に基づく開発許可(転用)等面積	—	181	ha	R6	18.0	-90.1%	↓	—
				—	181	ha	R6	18.0	-90.1%	↓	—
	2.1.4 森林の保全・再生	63	生産緑地面積	→	1,152.9	ha	R6	892.6	-22.6%	↓	進展せず
		64	市民農地面積	↑	91.3	ha	R5	89.4	-2.1%	→	進展せず
	2.1.5 健全な水循環の維持・回復	65	被害森林の再生面積(累計)	↑	1,065.7	ha	R6	1,347.0	26.4%	↑	達成
		66	土砂採取後の緑化完了面積	↗	408	ha	R6	498	22.1%	↑	達成
	2.1.6 再生可能エネルギーの活用	67	河川、湖沼、海域の水質環境基準達成率(BOD・COD)	↑	74.1	%	R6	68.2	-8.0%	↘	進展せず
		68	印旛沼、手賀沼の水質(COD年平均値)	↓	11	mg/L	R6	13	18.2%	↑	進展せず
	2.1.7 温暖化対策	69	固定価格買取制度による再生可能エネルギー発電施設運転出力(太陽光・太陽光以外)	—	1,540.134	MW	R6	3,479.128	125.9%	↑	—
				—	124.432	MW	R6	195.793	57.3%	↑	—
	2.1.7 温暖化対策	70	森林吸収源対策としての間伐実施面積	↑	658	ha	R6	371	-43.6%	↓	進展せず
		71	千葉県における二酸化炭素排出量	↘	78,497	千t	R2	64,363	-18.0%	↓	達成

【緑地・都市公園】

・緑地の保全や緑化の推進に関する将来像、目標、施策などを定める基本計画である「緑の基本計画」は県内市町村の約6割が策定した。また、住民のレクリエーション空間や都市環境の改善に寄与する「都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積」は、約7%増加した。

【農地】

・「農地転用面積」はコロナ禍等による経済活動の縮小や景気動向の影響を受けたこともあり、約32%減少し、都市農地である「生産緑地面積」は、新規追加指定よりも高齢化に伴う廃止件数が追加件数を上回ったことなどにより、約23%減少した。

【森林・里地・里山】

- ・「森林法に基づく開発許可面積」については、景気の後退や太陽光発電施設の設置の落ち着きにより、令和元年以降は工場・事業所用地の開発許可等面積が減少傾向に転じ、基準年と比べて約90%まで減少した。
- ・里地・里山の保全に関する取組指標である「里山活動団体による森林整備面積」は参加者の高齢化や後継者不足等により、活動フィールドの拡大が困難なため、横ばいとなった。
- ・自然災害や森林病虫害等による「被害森林の再生面積（累計）」は治山事業等による整備を進めた結果、約26%増加した。

【水循環】

- ・「河川、湖沼、海域の水質環境基準達成率」は、基準年と比べ約8%減少した。

【再生可能エネルギー発電施設・温暖化対策】

- ・「固定買取価格制度（以下「FIT 制度」という。）による再生可能エネルギー発電施設運転出力」は増加し、太陽光発電施設については2倍以上まで増加、太陽光発電施設以外も1.5倍以上まで増加するとともに、FIT 制度が広く周知されたことに伴い、再生可能エネルギーの活用は着実に進んだ。
- ・温暖化対策の指標である「千葉県における二酸化炭素排出量」は18%減少した。

② 県土の恵みに応える資源循環型の県土利用

計画実現に向けた措置	取組	指標No.	モニタリング指標	目標	基準年 2015年 (H27)	単位	結果			
2.2 県土の恵みに応える資源循環型の県土利用	2.2.1 廃棄物の適正処理・利用	72	バイオマス利用率	↗	71	%	R2	79	11%	↑ 達成
		73	一般廃棄物排出量	↓	212.0	万t	R5	193.8	-8.6%	↘ 進展
		74	一般廃棄物再資源化率	↗	22.7	%	R6	22.6	-0.4%	→ 進展せず
		75	一般廃棄物最終処分量	↓	16.5	万t	R5	10.7	-35.2%	↓ 達成
		76	産業廃棄物排出量	↓	2,079	万t	R4	1,953	-6.1%	↘ 進展
		77	産業廃棄物再資源化率	↗	55.0	%	R4	47.4	-13.8%	↓ 進展せず
		78	産業廃棄物最終処分量	↓	32.8	万t	R4	33.5	2.1%	→ 進展せず
		79	産業廃棄物不法投棄の発生量	↓	1,149	t	R5	1,177	2.4%	→ 進展せず
	2.2.2 環境にやさしい農業の推進	80	立入検査権付与市町村職員数	→	377	人	R7	470	24.7%	↑ 達成
		81	ちばエコ農産物栽培面積	↗	4,112	ha	R6	3,236	-21.3%	↓ 進展せず

- ・カーボンニュートラルの実現や循環型社会の形成に寄与する資源である「バイオマス利用率」は、約11%増加した。
- ・「一般廃棄物排出量」は、ゴミの減量化・資源化等により、若干ではあるが減少した。また、「産業廃棄物排出量」も経済の影響等を受け、減少した。
- ・「一般廃棄物再資源化率」は、横ばいとなり、「産業廃棄物再資源化率」は、汚泥の排出量が増加した一方で、汚泥やばいじん、がれき類、鉦さいの再資源化量が伸びなかったため、減少した。
- ・「産業廃棄物不法投棄の発生量」は、県の監視体制の整備等減少傾向となりつつあるが、大規模事案や小規模でゲリラ的な不法投棄が発生しており、ほぼ横ばいとなった。
- ・農薬や化学肥料を減らした環境にやさしい「ちばエコ農産物栽培面積」は、防除が難しい病害虫の発生などにより、約21%減少した。

③ 歴史、文化、自然等の地域特性に根差した良好な景観の保全・形成

計画実現に向けた措置	取組	指標No.	モニタリング指標	目標	基準年 2015年 (H27)	単位	結果				
2.3 歴史、文化、自然等の地域特性に根差した良好な景観の保全・形成	2.3.1 多様で個性的な景観の保全・形成	82	景観計画策定数・景観行政団体数	↑	16	計画	R7	22	37.5%	↑	達成
				↑	29	団体	R7	40	37.9%	↑	
		83	景観計画策定区域面積	↑	1,828.48	km ²	R7	2,607.38	42.6%	↑	達成
		84	地方公共団体等による緑地保全件数・面積(特別緑地保全地区・市民緑地契約制度)	—	25	件	R6	30	20.0%	↑	—
				—	74.5	m ²	R6	80.6	8.2%	↗	
				—	25	件	R6	23	-8.0%	↘	
				—	24.8	m ²	R6	19.8	-20.2%	↓	
		85	【再掲58】都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積	↑	6.76	m ² /人	R6	7.22	6.8%	↗	進展
		86	歴史的風致維持向上計画策定数	皆増	0	計画	R7	1	—	皆増	達成
		87	歴史文化基本構想及び文化財保存活用地域計画策定市町村数	↑	1	市町村	R6	2	100.0%	↑	達成
				皆増	—	市町村	R6	9	—	皆増	

- ・「景観計画策定数・景観行政団体数」及び「景観計画策定区域面積」は、ともに約40%増加し、良好な景観の保全・形成の取組は着実に進んだ。
- ・「歴史的風致維持向上計画策定数」は香取市が策定したことにより、1計画増加した。

(3) 県土利用の基本方針3

『災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築』

○趣旨

地震・津波、水害、土砂災害による被害を防止・軽減するため、発生頻度の高い規模の災害に対してはハード施設による防御を基本として、建築物の耐震化やインフラの防災対策等を進めるとともに、発生頻度が低いものの規模の大きい災害に対しては、ハード整備に加えて、分かりやすい災害リスク情報の提供や土地利用の誘導・規制、的確な避難の促進などのソフト対策を基軸とした多重的な減災対策を進めていくもの。

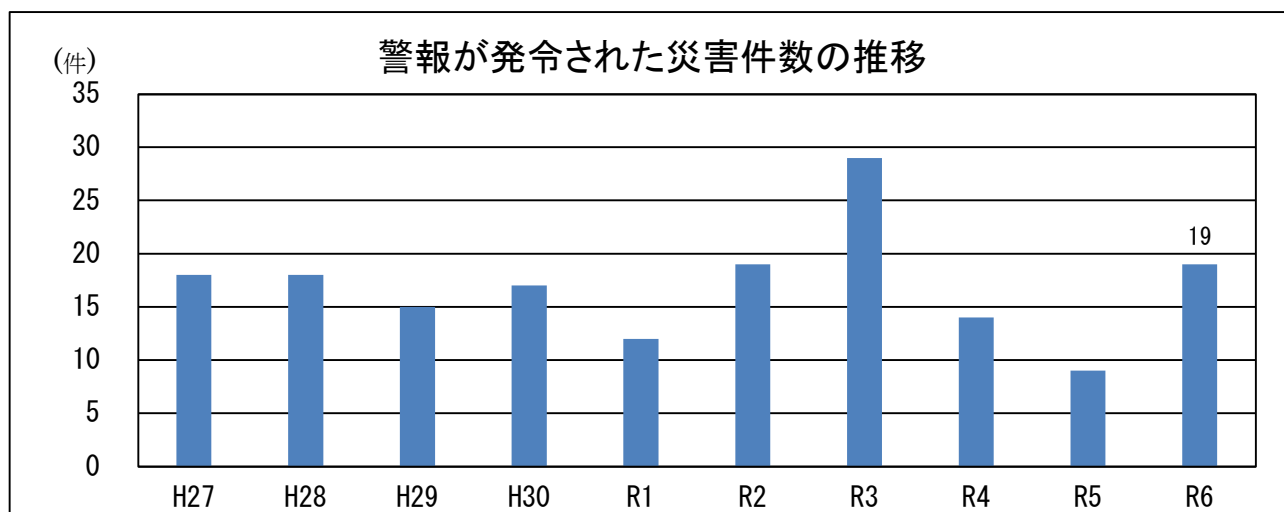
また、災害による被害が発生したとしても、迅速な復旧・復興が行われるよう、行政機能の維持や緊急輸送道路の整備等を進めるとともに、農地や森林等の自然生態系の有する県土保全機能を維持することにより、県土の防災・減災機能を向上させるもの。

ア 社会状況の変化がわかる指標

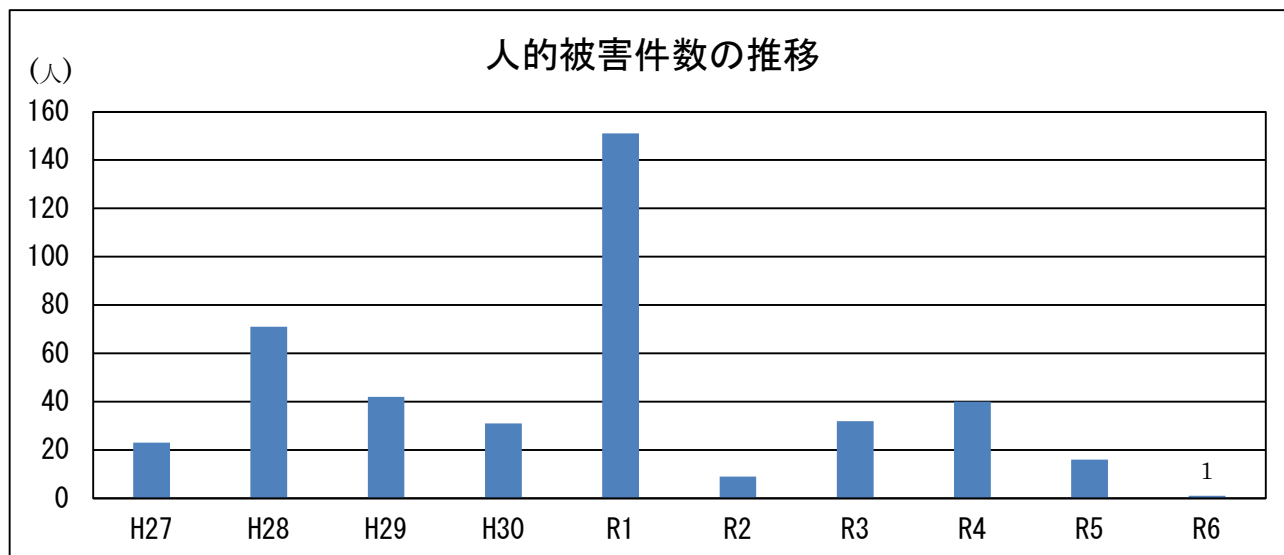
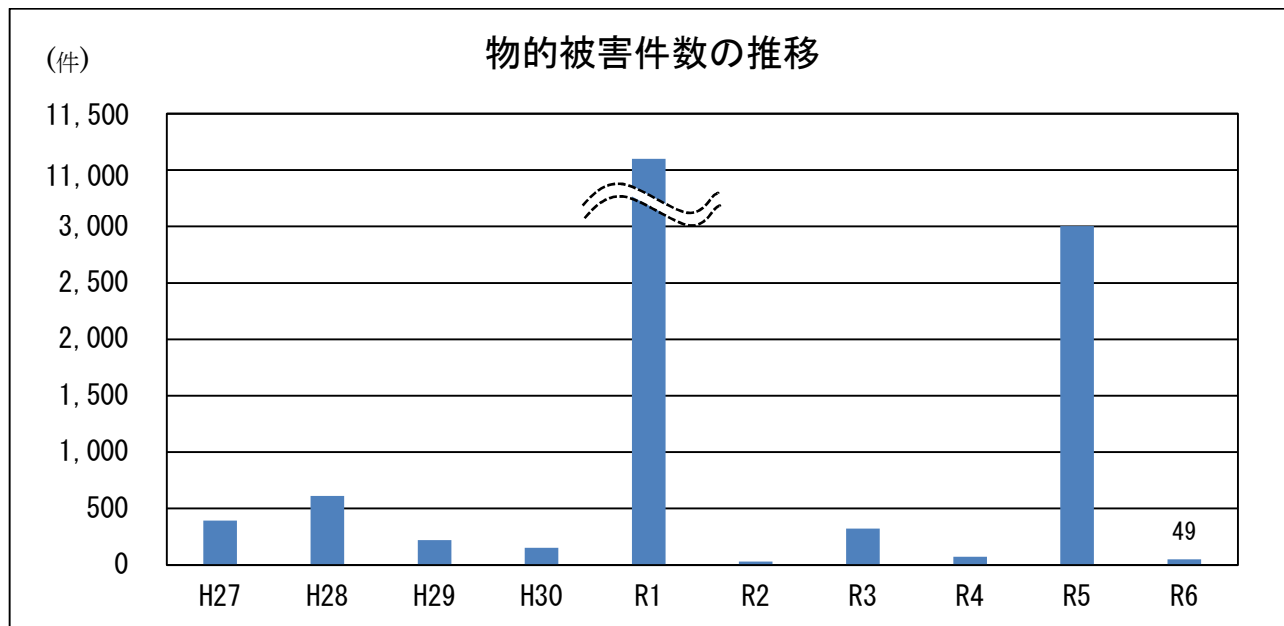
社会状況の変化が分かる指標(単位)	基準年数値 (H27年)	結果 (H29～R6 平均)		
警報が発令された災害件数(件)	18	17	5.6%	↘
自然災害による被害件数(人的被害)(人)	23	40	73.9%	↑
(物的被害)(件)	394	931	136.3%	↑

大雨、洪水、防風等の「**警報が発令された災害件数**」の計画期間中（平成29年度～令和6年度）の平均値は基準年とほぼ同等となっている。「**自然災害による被害件数**」の計画期間中に平均値は基準年と比べて大きく増加している。この背景は、令和元年房総半島台風や令和5年台風13号の接近に伴う大雨などによる浸水被害が発生したことが挙げられる。

○警報が発令された災害件数



○自然災害による被害件数



イ 計画を実現するための措置に係る取組指標

① ハード対策と災害リスク情報の提供等のソフト対策の適切な連携

計画実現に向けた措置	取組	指標No.	モニタリング指標	目標	基準年 2015年 (H27)	単位	結果				
3.1 ハード対策と災害リスク情報の提供等のソフト対策の適切な連携	3.1.1 ハード施設整備による対策	90	防災拠点となる公共施設等の耐震化率	↗	93.4	%	R4	97.5	4.4%	→	進展
		91	自主防災組織の活動カバー率	↑	59.5	%	R6	69.3	16.5%	↑	達成
		92	道路橋の長寿命化を目的とした計画的な維持修繕の推進(累計)	↑	150	橋	R6	435	190.0%	↑	達成
		93	海岸整備率	↑	88.4	%	R6	89.6	1.4%	→	進展
		94	海岸津波対策(整備延長)	↑	17.0	km	R6	40.5	138.2%	↑	達成
		95	河川整備率	↗	57.2	%	R6	58.6	2.4%	→	進展
		96	河川津波対策(片岸の整備延長)	↑	10.3	km	R6	22.6	119.4%	↑	達成
		97	都市浸水対策達成率	↑	46.4	%	R5	47.7	2.8%	→	進展
		98	利根川水系水資源開発施設の整備事業進捗率	↑	61	%	R6	95	55.7%	↑	達成
		99	山地災害危険地区の防災工事着工箇所数	→	1,335	箇所	R6	1,355	1.5%	→	達成
	3.1.2 ソフト対策	100	津波災害警戒区域の指定件数	↑	—	件	R6	0	—	—	進展せず
		101	土砂災害警戒区域の指定件数	↑	3,073	件	R6	14,609	375.4%	↑	達成
		102	想定最大降雨に対する浸水想定区域指定河川数	皆増	—	河川	R6	211	—	皆増	達成
		103	洪水予報河川、水位周知河川以外の河川に係る避難勧告等発令基準設定市町村数	皆増	—	市町村	R6	41	—	皆増	達成

【ハード対策】

- ・「防災拠点となる公共施設等の耐震化率」は、着実に進捗し、97.5%まで増加した。
- ・「長寿命化の目的とした計画的な維持修繕の推進(累計)」は、千葉県橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を実施し、基準年と比べて約3倍に増加した。
- ・津波対策が講じられた「海岸整備延長」は、整備が進展し、基準年と比べて約240%まで増加し、「河川片岸の整備延長」は、令和4年度末に総整備延長が完了した。
- ・概ね5年に1度の大雨に対する公共下水道又は都市下水路の整備完了割合である「都市浸水対策達成率」は、着実に進展し、約3%増加した。

【ソフト対策】

- ・地域住民による自主防災組織が活動範囲としている世帯割合である「自主防災組織の活動カバー率」は、広報や表彰、財政支援等を継続して実施したことなどにより、約17%増加した。
- ・「土砂災害警戒区域の指定件数」は、令和元年の災害被害を受け、区域指定に必要な基礎調査を進めたことにより約4.8倍に増加した。
- ・平成27年改正水防法に基づき1000年に1回程度の発生確率に拡充した「想定最大降雨に対する浸水想定区域指定河川数」は、令和4年3月末までに区域指定が必要な全ての河川について指定が完了した。

② 迅速な復旧・復興が可能な県土の形成

計画実現に向けた措置	取組	指標No.	モニタリング指標	目標	基準年 2015年 (H27)	単位	結果				
3.2 迅速な復旧・復興が可能な県土の形成	3.2.1 迅速な救援・支援物資の輸送	104	市町村の業務継続計画策定率	↑	22.2	%	R6	100.0	350.5%	↑	達成
		105	【再掲43】高規格幹線道路整備率	↑	89.1	%	R7	93.4	4.8%	→	進展
		106	【再掲44】国道、県道の改良後供用延長	↑	83.7	km	R6	158.5	89.4%	↑	達成
	3.2.2 避難拠点としての活用	107	【再掲58】都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積	↑	6.76	m ² /人	R6	7.22	6.8%	↗	進展

- ・災害時優先業務を決める「市町村の業務継続計画策定率」は、平成30年度に全市町村で策定が完了した。
- ・災害時に迅速な救援や支援物資の輸送等のための緊急輸送道路となる「高規格幹線道路整備率」、「国道、県道の改良後供用延長」は、ともに増加した。

- ・災害時に避難拠点として活用される「都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積」は、主に人口の多い自治体において、公園面積が増加した。

③ 自然生態系の有する防災・減災機能の活用

計画実現に向けた措置	取組	指標No.	モニタリング指標	目標	基準年 2015年 (H27)	単位	結果			
3.3 自然生態系の有する防災・減災機能の活用	3.3.1 防災・減災機能の向上	108	森林整備面積	↑	1,080	ha	R6	887	-17.9%	↓ 進展せず
		109	海岸県有保安林の整備面積(累計)	↑	77.7	ha	R6	364.9	369.6%	↑ 達成
		110	【再掲49】保安林指定面積	—	18,699	ha	R6	18,677	-0.1%	→ —
		111	【再掲63】生産緑地面積	→	1152.9	ha	R6	892.6	-22.6%	↓ 進展せず
		112	【再掲58】都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積	↑	6.76	m ² /人	R6	7.22	6.8%	↗ 進展

- ・「森林整備面積」は、令和元年房総半島台風を契機として、面積当たりの時間・労力が大きくかかる被害林再生（特殊地拵え、植栽等）を優先して実施しており、森林整備も進めてきたものの約 82%にとどまった。
- ・「海岸県有保安林の整備面積」は、計画的に整備を進めたことにより、基準年と比べ約 4.7 倍に増加した。

(4) 県土利用の基本方針 4

『多様な主体の交流・連携・協働による県土の支えあい』

○趣旨

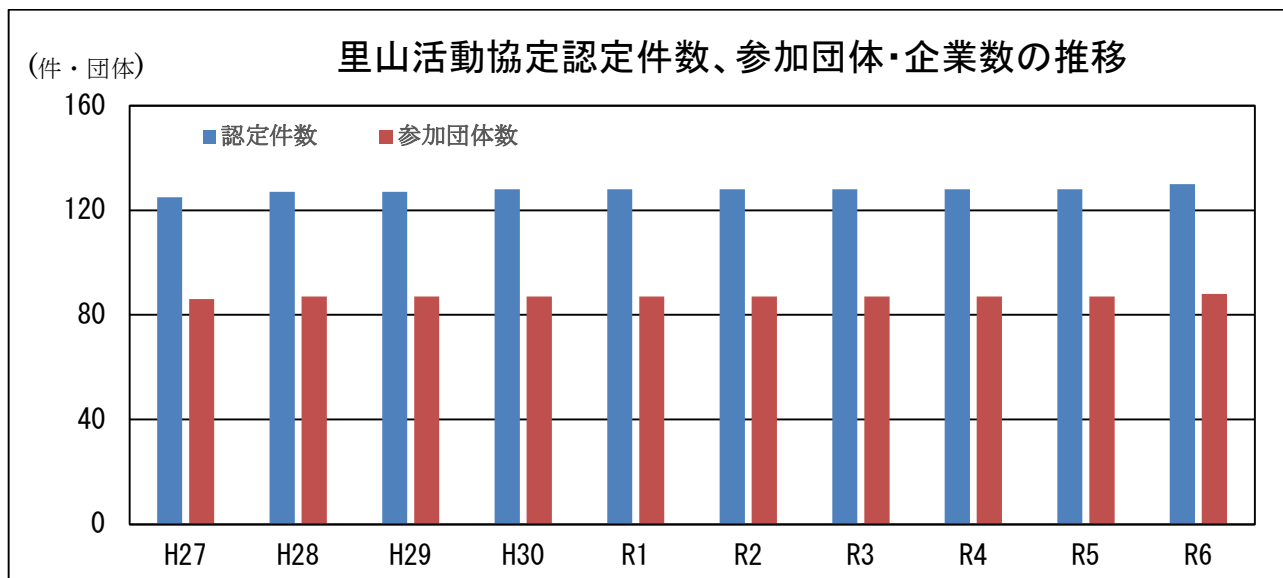
人口減少・高齢化に伴う県土の管理水準の低下の懸念に対応するため、地方公共団体のみならず、県民、市民活動団体、事業者等と連携して県土を支え合う必要があることから、地域が共同で行う農業施設の保全活動、森林整備への企業の参画、インフラの維持管理への市民活動団体の参画等の促進を図っていくもの。

ア 社会状況の変化がわかる指標

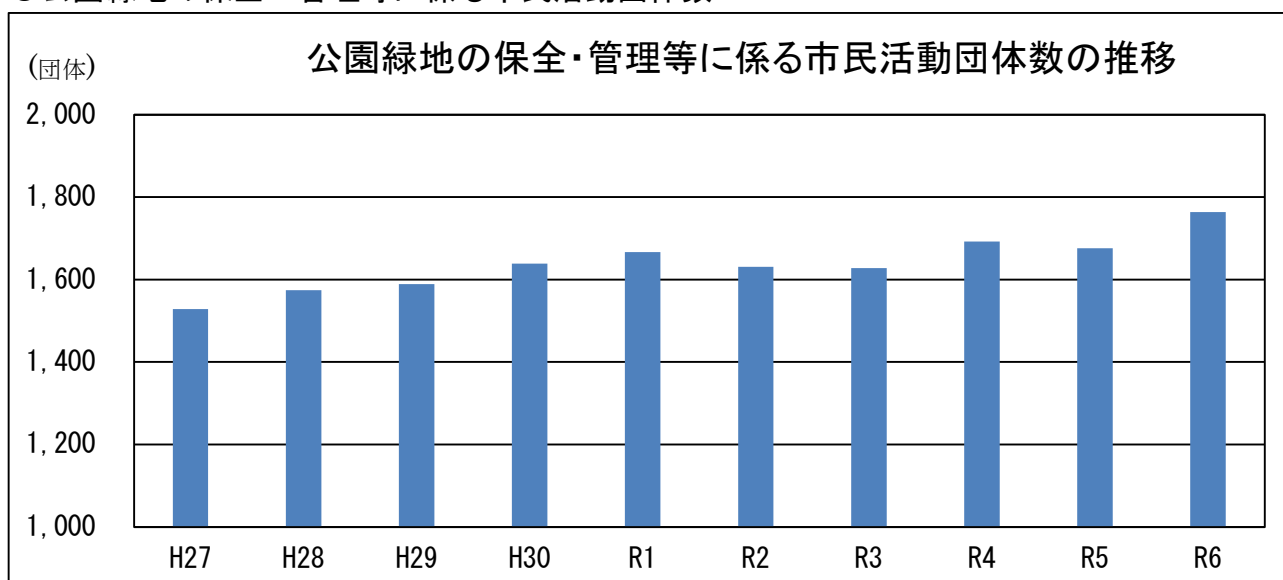
社会状況の変化が分かる指標(単位)	基準年数値 (H27年)	結果			
里山活動協定認定件数(件)、	125	R6	130	4.0%	→
参加団体・企業数(団体)	86	R6	88	2.3%	→
公園緑地の保全・管理等に係る市民活動団体数(団体)	1,528	R6	1,764	15.4%	↑
アダプトプログラム参加団体数(道路)(団体)	38	R6	79	107.9%	↑
(河川海岸)(団体)	58	R6	84	44.8%	↑

- ・千葉県里山条例に基づき、里山の保全・整備等を実施する団体と土地所有者が協定を結び、それを県が認定し支援する仕組みである「里山活動協定の認定件数及び参加団体・企業数」は、ほぼ横ばいとなっている。
- ・行政と連携して公園緑地の保全、管理、緑化等の取組や活動をしている「公園緑地の保全・管理等に係る市民活動団体数」は、基準年に比べて 236 団体（15.4％）増加した。
- ・市民団体や企業等が行う美化活動（清掃等）を行政が支援する制度である「アダプトプログラムの参加団体数」は、道路及び河川海岸ともに大幅に増加した。（道路：約 2 倍・河川海岸：約 1.5 倍）

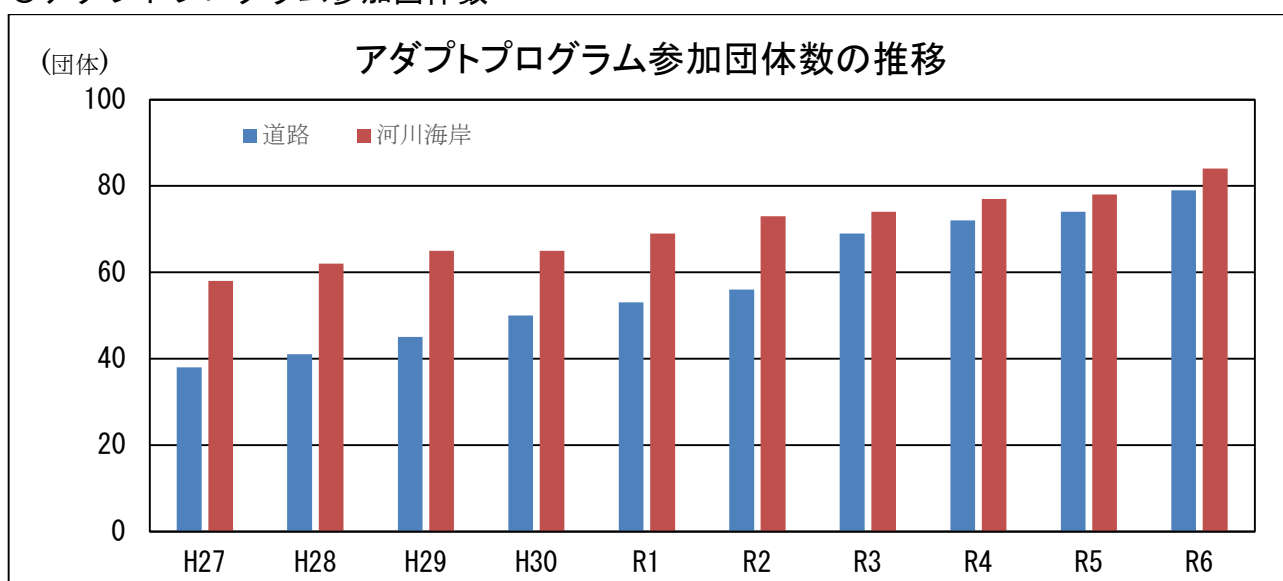
○里山活動協定認定件数、参加団体・企業数



○公園緑地の保全・管理等に係る市民活動団体数



○アダプトプログラム参加団体数



イ 計画を実現するための措置に係る取組指標

① 多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い

計画実現に向けた措置	取組	指標No.	モニタリング指標	目標	基準年 2015年 (H27)	単位	結果				
4.1 多様な主体の交流・ 連携・協働による県土の 支え合い	4.1.1 農地・森林の保全・再生	116	【再掲59】里山活動団体による森林整備面積(累計)	↑	193	ha	R6	197.0	1.9%	→	進展
		117	【再掲30】農村のもつ多面的機能の維持・発揮をはかるために農業者等が共同で取り組む活動面積(累計)	↑	24,021	ha	R5	35,119	46.2%	↑	達成
		118	農業水利施設の維持保全整備箇所数	↑	0	箇所	R6	1,481	—	皆増	達成
		119	【再掲23】集落営農組織数	↑	300	営農	R6	337	12.3%	↑	達成
		120	農村女性等の起業経営体数	↑	527	体	—	—	—	—	—
		121	法人の森(県有林)制度による森林整備面積(累計)	↑	56.5	ha	R6	45.0	-20.4%	↓	進展せず
	4.1.2 農地・森林の保全への関 心・理解の醸成	122	【再掲64】市民農園面積	↑	91.3	ha	R5	89.4	-2.1%	→	進展せず
		123	教育の森利用者数	↗	3,019	人	R6	1,220	-59.6%	↓	進展せず
		124	県民の森利用者数	↗	961,384	人	R6	811,313	-15.6%	↓	進展せず
		125	県立都市公園の開設面積	↗	466.0	ha	R6	479.1	2.8%	→	進展

【農地】

- 水路・農道等農業関係施設を地域が共同で保全管理する「農村のもつ多面的機能の維持・発揮を図るために農業者等が共同で取り組む活動面積(累計)」は大幅に増加した。
- 集落を単位として、農業生産に共同で取り組む「集落営農組織数」は、設立等への支援を行った結果、新たな組織が設立され、平成27年と比較し増加した。しかしながら、直近年は、高齢化等で解散した組織が増えており、減少傾向に転じている。
- 「市民農園面積」は、新規開設がある一方、園主の高齢化等により廃園もあることから、横ばいとなった。

【森林】

- 法人が社会貢献活動として県有林の整備を行う「法人の森(県有林)制度による森林整備面積(累計)」は、企業の社会貢献(CSR)活動としての森林整備は増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の流行後、協定更新が減少したことにより、基準年と比べて約20%減少した。
- 小中学校の生徒たちが様々な体験活動、野外活動等ができる森林である「教育の森利用者数」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者が活動を控えたことなどが影響し、令和2年度に利用者数が激減した。その後、学校のカリキュラムの変更等もあったことにより、コロナ災禍以前の水準まで利用者数が達しておらず、基準年と比べ、約60%減少した。

【公園】

- 「県立都市公園の開設面積」は、基準年と比べ、約3%増加した。

5 総括

(1) 県土利用の目的に応じた区分ごとの規模の目標に関して

利用区分	平成27年 (2015年)	令和5年 (2022年)		令和7年 (2025年)	
	基準年次面積 (ha)	実績面積 (ha)	増減量 (ha)	目標年次面積 (ha)	増減量 (ha)
農用地	126,900	120,340	▲ 6,560	121,500	▲ 5,400
農地	126,800	120,294	▲ 6,506	121,400	▲ 5,400
採草放牧地	100	46	▲ 54	100	0
森林	157,700	144,994	▲ 12,706	153,800	▲ 3,900
原野	2,200	7,838	5,638	2,200	0
水面・河川・水路	17,900	17,810	▲ 90	17,900	0
道路	35,400	36,480	1,080	37,100	1,700
宅地	83,000	86,005	3,005	85,400	2,400
住宅地	52,700	54,600	1,900	55,100	2,400
工業用地	7,000	7,697	697	7,000	0
その他の宅地	23,300	23,708	408	23,300	0
その他	92,700	102,205	9,505	97,900	5,200
合計	515,800	515,672	▲ 128	515,800	0
市街地	64,400	67,394	2,994	65,400	1,000

(注：森林について)

- ・令和3年から公衆用道路等を森林面積から除外するとした集計方法の見直しを行っている。
(見直しによる面積減：6,661ha)
- ・令和4年から2条森林を調査対象外としている。(見直しによる面積減：3,008ha)

ア 県土利用を全体的にみると、農用地及び森林の実績面積は目標値を超えて減少し、宅地の実績面積は目標値を上回り増加した。

イ これらの原因をみると、農用地については、ほ場整備や農地の利用集積といった農業生産・農業経営の基盤強化等が一定程度進むとともに、農地転用許可制度等は適正に運用されたものの、農業従事者の減少等を背景とする宅地等への転用や耕作放棄地の増加等により面積が減少し、目標値よりも減少する結果となった。

森林については、被害森林の再生や海岸県有保安林等の整備が一定程度進むとともに、林地開発許可制度等は適正に運用されたものの、住宅地や太陽光発電用地への土地利用転換が進んだことにより、目標値よりも減少する結果となった。

宅地については、人口増加や世帯数の増加に伴い住宅地が増加したこと、道路ネットワーク整備の進展や成田空港の拡張事業等による県の立地優位性の高まりに伴い工業用地及びその他の宅地が増加したことから、目標値を上回り増加する結果となった。

ウ 全体としては、計画に定めた施策の推進を一定程度図ることができたが、計画が定める県土利用の区分ごとの面積については、農用地、森林面積の減少が進み、宅地面積の増加が進んでいることから、県土全体では、より都市的な土地利用が進行する傾向となった。

(2) 県土利用の基本方針に関して

ア 県土利用の基本方針 1

『人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土利用』

【主な成果】

- ・公共下水道の未普及解消事業を実施し、下水道処理人口普及率が増加した。
- ・コンパクトな都市構造の構築を目指す立地適正化計画作成について、市町村のまちづくりに対する機運醸成を図る取組を行ったことにより、14市町村が策定した。
- ・まちづくりと連携し地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする地域公共交通計画の策定を促進し、策定済みの市町が県内市町村の約8割となった。
- ・生活交通に必要なバス路線について、事業者に対し補助を行い、運行の維持を図った。
- ・国及び県の補助事業のほか、空家等対策検討部会を通じた取組により、空家等対策計画の策定や空き家バンク制度の設置は県内市町村の約8割が実施した。
- ・ほ場整備や農地の利用集積といった農業生産・農業経営の基盤強化等が一定程度進んだ。
- ・企業立地件数は、令和4年に過去最高の98件となるなど、高い水準で推移した。
- ・国等が行う県内の広域的な幹線道路ネットワークについては、高規格道路の整備促進により、着実に推進し、国道・県道の道路整備推進により、改良した道路の供用延長が増加した。

【課題】

- ・本格的な人口減少を迎えている中で、人口減少にも対応できる持続可能な都市経営と環境負荷の低減を目指し、利便性と生産性の高い都市構造を形成していくことが重要である。
- ・人口減少・高齢化等に伴い空き家等が増加しており、地域の価値の維持・向上に向けて、空き家等の有効活用を進めることが必要となっている。
- ・農山漁村では、人口減少・高齢化等に伴い農林水産業の従事者が減少しており、集落機能の低下や荒廃農地の増加、手入れの不足した森林の増加等が生じており、対応が必要となっている。
- ・担い手への農地集積率は年々上昇しているが、意欲ある担い手の規模拡大や、安定した農地利用のためには、農地の集積と併せて、集約の加速化を図る必要がある。
- ・県内への企業立地が着実に進んでいる一方で、産業用地が不足していることから、新たな産業用地の確保等に取り組む必要がある。
- ・成田空港の拡張事業を見据えた地域の活性化に資するまちづくりに取り組む必要がある。

【次期計画への反映】

- ・居住機能や都市機能の集約化等やまちのにぎわいを高める取組を促進していくとともに、地域公共交通ネットワークを構築することで生活の利便性や生産性の高い都市構造を形成する。
- ・所有者不明土地・空き家等を有効活用し、土地利用の効率化を図り、地域活性化の取組を推進する。
- ・農業や林業の担い手確保・育成に向けた担い手への農地集積・集約化、林業事業体の経営基盤強化等の取組や生産性の向上に向けた取組等を進める。
- ・地域ぐるみで荒廃農地の抑制・解消の取組、有害鳥獣対策等を進める。
- ・市町村と連携を図りながら企業誘致の受け皿となる産業用地整備を推進する。
- ・「成田空港周辺の地域づくりに関する『実施プラン』」に基づき空港周辺の地域づくりを進めるとともに、空港の拡張事業による効果を県内全域に波及させていく。

イ 県土利用の基本方針 2

『県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生』

【主な成果】

- ・県立都市公園の整備及び市町村による都市公園整備を促進し、都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積が増加した。
- ・不適正な保管により崩落や火災等が発生する金属スクラップヤード等を規制するため、令和 5 年 10 月に都道府県で初めて「千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（金属スクラップヤード等規制条例）を制定し、県条例の規制対象となる既存ヤードにも許可取得を義務付け、条例の基準を満たせないヤードの廃業に繋げた。

【課題】

- ・金属スクラップヤード等については、不適正保管等により、火災発生を含む生活環境保全上の支障が生じる事案があることから、金属スクラップヤード等規制条例に基づき、条例の基準を遵守するよう指導が必要である。
- ・印旛沼、手賀沼を含む公共用水域の水質改善に取り組む必要がある。

【次期計画への反映】

- ・家畜排せつ物、食品廃棄物、木質バイオマス、下水汚泥等、多様な地域に豊富に眠るバイオマス資源の利活用を促進していく。
- ・産業廃棄物の不法投棄の根絶に向けて、引き続き、市町村と連携した監視体制の強化・取り締まりを推進する。
- ・不法自動車ヤードや条例の基準を遵守しない不適正な金属スクラップヤード等を一掃するため、県警等関係機関と連携した立入検査を実施し、必要な指導等を厳正に行う。
- ・「湖沼水質保全計画」に基づき、下水道整備や生活系、産業系の排水への規制、適正施肥の推進等を行い、水質保全対策を推進する。
- ・環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である環境保全型農業の推進に取り組む生産者への支援を行う。

ウ 県土利用の基本方針 3

『災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築』

【主な成果】

- ・海岸の津波対策事業を着実に実施し、九十九里海岸における津波対策（防護高の確保）は令和 3 年に完了した。
- ・千葉県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に道路橋の修繕を実施した結果、基準年と比べて約 3 倍となる 435 橋の修繕が完了した。
- ・土砂災害対策の推進として、土砂災害警戒区域の指定を進めた。（平成 27 年度～令和 6 年度末で約 11,500 箇所指定済）
- ・災害に強い森づくり事業等により、被害林の再生のための森林整備を優先して実施した結果、森林整備量全体としては、基準年の約 8 割にとどまったものの、概ね令和元年台風前の水準に回復した。

【課題】

- ・地球温暖化等の気候変動の影響として、集中豪雨の頻度が増加するなど、風水害・土砂災害が激甚化・頻発化している。本県では、令和元年房総半島台風等により、膨大な数の住宅損壊や、長期にわたる停電などのこれまでにない被害が発生し、また、令和5年台風第13号の接近に伴う大雨による浸水被害が発生した。
- ・令和6年に発生した能登半島地震では、道路の寸断により多数の集落が孤立したことを踏まえ、半島という同じ地理的特性を有している本県でも、孤立集落対策に取り組む必要がある。
- ・これまでの災害の経験や半島という地理的特性等を踏まえ、激甚化・頻発化する災害への対応力を強化していくとともに、災害による被害が発生しても迅速な復旧・復興が行われるよう事前防災・事前復興の取組を進めておくことが重要である。

【次期計画への反映】

- ・本県の地理的特性を踏まえ、孤立集落対策の強化や、耐震化や長寿命化等のハード対策・災害リスク情報の提供や適切な土地利用の誘導・規制等のソフト対策が一体となった取組を進める。
- ・水害リスクの増大に備えるため、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を進める。
- ・平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、事前防災・事前復興の取組を進める。
- ・迅速な救援、支援物資の輸送等が行えるよう、緊急輸送道路の機能強化のため、高規格道路や国道・県道の整備推進、無電柱化等の取組を進める。

エ 県土利用の基本方針4

『多様な主体の交流・連携・協働による県土の支えあい』

【主な成果】

- ・水道・農道等農業関係施設を地域が共同で保全管理する農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るために農業者等が共同で取り組む活動面積は大幅に増加した。
- ・農業水利施設の維持保全について、毎年度計画的に一定施設の修繕を行い、整備箇所数が増加した。

【課題】

- ・農山漁村では、高齢化の進行や人口減少に伴い農林水産業の従事者が減少しており、集落機能の低下や荒廃農地の増加、手入れの不足した森林の増加等の課題を抱えている。

【次期計画への反映】

- ・農山漁村の集落機能を維持し、多面的機能を発揮させるため、農林漁業者等による集落共同活動や地域住民活動を推進し、水路・農道等の管理・補修や農村環境の保全等の活動を支援する。
- ・里山の保全や海岸県有保安林の再生に向けた地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を支援する。